

# 官報

号外 昭和三十四年二月十三日

## 第三十二回 参議院會議録第十二号

昭和三十四年二月十三日(金曜日)午前  
十時三十一分開議

### 議事日程 第十一号

昭和三十四年二月十三日  
午前十時開議

- 第一 国民年金法案(閣法第一二二号)(趣旨説明)
- 第二 国民年金法案(衆第一七号)、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案(趣旨説明)
- 第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案(内閣提出)
- 第六 科学技術会議設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 野段の報告は、朗読を省略いたします。

昭和三十四年二月十三日 参議院會議録第十二号 議長の報告

去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 佐野 廣君  
大蔵委員 井上 知治君  
農林水産委員 柴野和喜夫君  
同 柴谷 要君  
同 塩見 俊二君  
同 仲原 善一君  
運輸委員 小酒井義男君  
通信委員 三木與吉郎君  
建設委員 本多 市郎君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

地方行政委員 本多 市郎君  
大蔵委員 仲原 善一君  
同 塩見 俊二君  
同 小酒井義男君  
農林水産委員 柴野和喜夫君  
同 井上 知治君  
同 柴谷 要君  
同 前田佳都男君  
運輸委員 佐野 廣君  
通信委員 三木與吉郎君  
建設委員 本多 市郎君  
同日各委員会において当選した理事は左の通りである。

大蔵委員会 理事 七田岡太郎君(西川甚五郎君の補欠)

通信委員会 理事 松平 勇雄君(手島栄君の補欠)

同日議長から左の議案を提出した。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外十三名発議)  
同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

建築基準法の一部を改正する法律案  
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案  
去る四日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、去る六日これを承認した。

委員派遣承認要求書  
一、目的 日本原子力研究所及び原子燃料公社における原子力研究開発の実情を調査し、科学技術会議設置法案及び科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の審査に資する。

### 一、派遣委員

- 松岡 平市 矢嶋 三義
- 横川 正市
- 一、派遣地 茨城県
- 一、期間 昭和三十四年二月六日、七日の二日間
- 一、費用 概算 一五、六〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十條の二により要求する。  
昭和三十四年二月四日  
内閣委員長 永岡 光治  
参議院議長松野鶴平殿

去る六日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記載の通り議長は、即日これを承認した。

委員派遣承認要求書  
一、目的 地方における労働賃金の状況を調査して、最低賃金法案の審査に資すると共に、国民健康保険法の実施状況を視察し、併せて国民年金に関し地方の意見を聴取して将来の参考に資する。

一、派遣委員  
第一班 有馬 英二 片岡 文重  
竹中 恒夫  
第二班 勝俣 稔 藤田藤太郎  
常岡 一郎

一、派遣地  
第一班 静岡県、山梨県  
第二班 群馬県、長野県  
一、期間  
第一班 昭和三十四年二月十三日から二月十六日まで四日間  
第二班 昭和三十四年二月十三日から二月十六日まで四日間

### 一、費用 概算 六二、四〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十條の二により要求する。  
昭和三十四年二月六日  
社会労働 久保 等  
委員長

参議院議長松野鶴平殿  
同日本院は、裁判官訴訟委員木暮武太夫君の辞任を許可しその補欠として本多市郎君又同委員横川信夫君の議員退職に伴う補欠として後藤義隆君を選任した旨を本院事務総長から裁判官訴訟委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

同日本院は、国土開発縦貫自動車道建設審議会委員伊能繁次郎君の辞任による補欠として堀木鎌三君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、離島振興対策審議会委員野田俊作君の辞任による補欠として後藤文夫君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、国土総合開発審議会委員古池信三君が一月二十八日法務委員長に選任されたため国会法第三十一條第二項の規定により同委員を解かれたので、その補欠として泉山三六君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員手島栄君が一月二十八日通信委員長に選任されたため国会法第三十一條第二項の規定により同委員を解かれたので、その補欠として平島敏夫君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、鉄道建設審議会委員三浦義男君が一月四日議員を退職したことに伴い欠員となった同委員の補欠として

て江藤智君を指名した旨を内閣に通知した。

同日議長は、一月二十八日憲法調査会委員館哲二君は地方行政委員長に、同委員木暮武太夫君は、予算委員長にそれぞれ選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたので、これに伴う補欠として左記の者を推せんする旨を内閣に通知した。

記

(参議院議員館哲二) 君の補欠 (参議院議員木暮武太夫君の補欠)

去る七日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託

工場立地の調査等に関する法律案 商工委員会に付託

中小型船舶造船業合理化臨時措置法案 運輸委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(猪俣浩三君外二十三名提出)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

自治庁設置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

同 大蔵委員会に付託

同 同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

同 通商に関する日本国とハイタイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同 関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

同 入場税法の一部を改正する法律案

同 関税法の一部を改正する法律案

同 織維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案

同 日本道路公団法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

通信委員 三木與吉郎君

建設委員 安井 謙君

同日内閣から左の議案を提出した。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

商工委員 森田 豊壽君

同 小西 英雄君

同 千田 正君

同 中野 文門君

同 大谷 實雄君

同 佐藤 尙武君

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

昭和三十三年一般会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

昭和三十三年特別会計予備費使用

懲罰委員 中野 文門君  
同 村上 義一君  
同 千田 正君  
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 山本 利寿君  
同 横川 正市君  
同 高瀬莊太郎君  
同 森 八三一君  
同 鈴木 万平君  
同 野本 品吉君  
同 江田 三郎君  
同 小澤久太郎君  
同日議長において、飼料供給安定審議会委員である堀本宜實君から同委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

文教委 重宗 雄三君  
社会労働委員 田中 啓一君  
農林水産委員 鈴木 万平君  
同 大谷 登酒君  
同 井野 碩哉君  
同 森田 義衛君  
同 林田 正治君  
同 廣瀬 久忠君  
同 塩見 俊二君  
同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

運輸委員 前田佳都男君  
同 木島 虎蔵君  
同 森田 義衛君  
同 小西 英雄君  
同 近藤 鶴代君  
同 平島 敏夫君  
同 追水 久常君  
同日議長において、左の常任委員の補欠を提出した。

予算委員 佐野 廣君  
建設委員 千田 正君  
同 中野 文門君  
同 大谷 登酒君  
同 佐藤 向武君  
同 辻 武壽君  
同日内閣から左の議案を提出した。

消防法の一部を改正する法律案  
地方行政委員会に付託  
公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案  
土地区画整理法の一部を改正する法律案  
建設委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。  
特定港湾施設工事特別会計法案  
大蔵委員会に付託  
特定港湾施設整備特別措置法案  
運輸委員会に付託

同日内閣から、飼料供給安定審議会委員である堀本宜實君から同委員辞任の申出があったので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

内閣委員 重宗 雄三君  
地方行政委員 田中 啓一君  
法務委員 鈴木 万平君  
同 大谷 登酒君  
同 井野 碩哉君  
同 森田 義衛君  
同 林田 正治君  
同 廣瀬 久忠君  
同 塩見 俊二君  
同日議長において、左の常任委員の補欠を提出した。

運輸委員 前田佳都男君  
同 木島 虎蔵君  
同 森田 義衛君  
同 小西 英雄君  
同 近藤 鶴代君  
同 平島 敏夫君  
同 追水 久常君  
同日議長において、左の常任委員の補欠を提出した。

内閣委員 井野 碩哉君  
地方行政委員 大谷 登酒君  
法務委員 森田 義衛君  
同 田中 啓一君  
同 重宗 雄三君  
同 大蔵委員 追水 久常君  
同 高橋進太郎君

同日議長において、左の通り指名した。

同 高橋 衛君  
同 前田佳都男君  
同 近藤 鶴代君  
同 木島 虎蔵君  
同 小澤久太郎君  
同 鈴木 万平君  
同 林田 正治君  
同 廣瀬 久忠君  
同 平島 敏夫君  
同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

同日議長において、左の通り指名した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
同日議長から左の報告書を出した。  
市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案可決報告書  
昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案可決報告書  
科学技術会議設置法案可決報告書  
同日議長から左の報告書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第三十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○田中茂穂君 私はただいまの亀田君の動議に賛成いたします。  
○議長(松野鶴平君) 亀田君の動議に御異議ございませんか。  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。亀田得治君。  
〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 私は日本社会党を代表して、警察による人権侵害に関し、大阪府警のスパイ工作事件を中心として質問いたします。

昨年未、大阪平野警察署の警備係長辻井警部補は、忘年会の帰途、警備関係書類を紛失したのであるが、その書類が大府会議員三谷秀治君に届けられた。それは、作業報告書綴等、合計十三点であるが、その中に書かれてある警察のスパイ活動は、明らかに憲法の基本的な人権を侵害するものであり、しかも、かかる警察の活動は、ひとり本件に特有な例外現象ではないのであり、昨年広島大学で起きた学生に対するスパイ強要事件等各地で見られるのであって、今後の警察のあり方としてきわめて重視しなければなりません。そこで、まず私は、これらの文書に直接記載されている重要な問題四点を指摘して、関係大臣の見解を承わりたい。

その第一点は、平野警察署は、スパイを使って、あらゆる革新民主団体の内情を調べている点であります。この文書の中には、共産党、社会党などの革新政党、全通、全電通、国鉄、教組、金風等、総評、全労、中立を問わず、あらゆる労働組合、さらに農民組

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決しました。  
○亀田得治君 私は、この際、警察による人権侵害に関する緊急質問の動議を提出いたします。

昭和三十四年二月十三日 参議院会議録第二十二号 議長の報告 会議 請暇の件 警察による人権侵害に関する緊急質問

合、平和を守る会、原水協、日中友好協会、学生団体のほか、農業青年会のような親睦的団体まで出てくるのであります。もちろん団体によって調査に濃淡の差はありますが、全通労組の動きについては実にこまかく情報を集めておられます。しかも記録によりますれば、谷口警部は、警察官の打合会の席上でこう言っておる。「協力者すなわちスパイの獲得については、敵に察知されたら大へんである。」「革新勢力はわれわれのやっつけることを不当弾圧として取り上げるだけでなく、摘発攻撃してくる。」と訓示したことが書かれているが、これでもわかるように、警察は広く革新勢力全体を調べており、しかも、革新勢力を目し、官庁において、敵という言葉を使うに至っては、言語道断と言わなければなりません。(拍手)

第二点は、警察は単に情報を収集しているだけでなく、警察が使用しているスパイの組合内における活動に指示を与えることによって、事実上組合の運営に介入している点であります。たとえば、昨年十月二十日の記録によると、北村巡査は、全通東住吉支部の執行委員で警察のスパイとなっていた上田利男君に対して、「第二組合のことについては、南野と同一歩調をとり、絶対反対すること。警職法反対については、指令がなくとも南野に対して、支部として反対するよう手を打とうと持ちかける。」ように指示しているのではありません。

次に、警察がスパイたる上田君の人権をはなはだしく侵害している点であります。その一つは、上田君はいつまでもこのようにことをしては同志に申しわけないと思ひ、再三、警察と手を切りたい旨述べているのに対し、警察は上田君を執拗に手離さないばかりか、再三再四、共産党への入党をしつこく勧めていることであり、第二には、スパイ活動がにぶることをおそれ、上田君の結婚を妨害した点であります。上田君の最初の結婚話は昨年五月ごろ始まったのであるが、昨年七月三日の、落されたこの警察記録によると、「結婚期日の十月までに共産党に入党させる必要がある。結婚すると、将来のことを考えて多少心理的変化があるものと予想される。」とあるが、同月三十一日の記録によると、北村巡査の上司辻井警部補は、「結婚問題については、種々相談に乗ってやることは必要であるが、作業遂行の面から考慮して、破談になる方がプラスとなるので、言動には特に注意すること」と指導しておる記事が書かれているのであります。この結婚話はその後間もなく破談になったのであるが、上田君は当時、何ゆえ相手の女が結婚まで受けておりながら結婚に応じなかつたのか不可解だったのであります。本件発生後、二月六日、私たちが上田君に会い、聞いたのであるが、そのとき彼は、「何か自分に言えない理由があれば、仲人にでも話してくれと女に言ったが、それもないまま、だめになったのであるけれども、今から振り返ってみると思ひ当る」旨述べているのであります。警察がこの問題でいかなる行動をとったかは大体読みとれるのであります。このように、本人の知らぬ間に結婚を妨害してまでしつこくスパイ工作を強要するときは、人権じゅうりんもはなはだしいと言わねばなりません。(拍手)

以上の四点に関する警察側の行動は、明らかに憲法十九条(思想及び良心の自由)、二十一(集会、結社等表現の自由)、二十四(婚姻の自由)、二十八条(団結権、団体行動権)等を直接間接に侵害するものであります。この点につき、まず当面の責任者たる青木国務大臣の答弁を求めます。さらに本件については、人権擁護局も重大視して、すでに調査に乗り出して、愛知法務大臣より、その調査の結果に基く見解を承わりたい。最後に寺尾郵政大臣より、自己の管轄組織内でのこのような人権侵害のスパイ活動が行われておることについて、いかように考えておるかを伺いたい。

次に、私は警察の警備情報収集の法的根拠について伺いたいと存じます。警察は、今日きわめて広範に、しかも各種の手段を弄して情報収集を行なっているが、しかし、警察がそのような行動をすることに關する具体的手続法は一つもありません。もちろん私は、警察に限らず、あらゆる官公庁の活動が、一々細大漏らさず法規に基いて行動しなければならぬというふうな偏狭なことは言いませんが、しかし、事いやしくも基本的な人権の侵害に結びつきやすい分野においては、その活動の範囲と活動の方法は、あらかじめ法律によって明確にされていなければならぬと考えます。従って、今日警察が行なっている広範な警備情報収集は、明らかに越権行為であると言わなければなりません。青木国務大臣の明確な回答を求めます。最後に、情報提供者に対する謝礼についてお尋ねいたします。まず、一般

にいかなる標準でこの種の経費が支払われているのか、明らかにしていたいただきたい。本件で問題になった北村巡査は、スパイの上田君に対して、万が一の場合は一生命んどうを見ると、たびたび言っているが、このような予算が警察にあるのか、それとも、北村巡査の一次的放言にすぎぬのかを、特にはっきり答えてもらいたい。第二に、これらの費用は、警察予算のどの部分から出されているのか。第三に、昭和三十二年及び三十三年には、この種の費用をどのくらい支出したのか。昭和三十四年度予算にはどれくらい見積っているのか。

以上、青木国務大臣の答弁をお願いしたい。

なお、全般については、一応答弁を聞いた上で、不満足であれば再質問することを申し上げておきます。(拍手)

○国務大臣(青木正君) 答弁を申し上げます。

大阪府の平野警察署における事件であります。警察が何かスパイを使つて、そうしていろいろな革新団体の内部情勢を調査したのではないかと御質問であります。もちろん警察は、大衆団体等につきまして、その組織自体についてこれを視察する必要はありませぬし、また、そういうことをすべきものでないとも考えております。ただ、それらの団体の中に共産党の細胞等が存在いたしておりました。必要によりましてはそれらの党組織を調査する必要が起つてくることもあり得るのであります。(「そんなばかなことがあるか」と呼ぶ者あり)そういう場合には、基本的な人権を侵害する

ことのないように、協力者の御協力を願つて調査するということはあり得ると存じます。なおまた、大衆団体の中に、警察が、協力者を通じて、その組織に對していろいろな影響力を与えるというふうなことがあるのではなからうかという御質問であります。お説のようなことは、私ども、さうなことは、協力者をして党なりあるいはその他の団体の内部において影響を及ぼすようなことをさせるといふことは、あつてはなりませんし、また、さうなことは、ないものと考えております。ただ、協力者が調査活動を効果的に行うという意味で、いろいろ警察として協力者に対して警察側の考えを述べるといふことはあり得ると思つております。また、協力者をして団体内部の組織に介入せしめる、あるいはその中に影響を与えるというふうなことは、私は、やるべきものでもありませんし、また、さうなことはないと考えております。また、協力者に対して入党を勧誘したり、あるいは結婚についての妨害をしたというふうな御話がありますが、私も聞いた範囲におきましては、警察の係の人たちが内部的にいろいろ話し合をしたことは聞いておりますが、協力者に対して結婚を妨害する、あるいは入党を強要するといふようなことはなかつたと、私も聞いております。

それから、警察がこういふような調査をやることは越権行為ではないか、また、どういふ法的根拠によるかという御質問であります。申し上げるまでもなく、警察は、警察法第二条によりまして、犯罪の予防あるいは鎮圧、捜査その他公共の安全と秩序を維持する

という責務を与えられておるのであります。従いまして、その責任を全うするのために、いろいろ諸般の社会の事象を調査する必要があるものであります。もちろん、この場合におきまして、憲法あるいは法律その他法令に抵触しないような範囲において、必要妥当な限度においていろいろな調査をいたすのであります。この点は、警察の責務として、やはり犯罪の予防のためにやらざるを得ないものと考えております。

それから、協力者に対する謝礼はどういう基準でやっているかというお話であります。これは、実質弁償的な考え方によりまして、協力者に対する支払いをいたしておるのであります。それから、警察予算のどこから出ているかというお話であります。これは、警察庁の捜査費のうちから出ているのであります。捜査費は、刑事あるいは保安、警備関係全体を含めまして、昭和三十三年度の支出額は七億二千万円、三十三年度の支出見込み額は約八億であります。それから、三十四年度の捜査費の総額は、八億四千万という要求をいたしております。これが刑事、保安、警備関係を含めた捜査費でありまして、その中から、こうした協力者に対する実質弁償の支払いをいたしておるわけでありまして。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇、拍手〕  
○国務大臣(愛知揆一君) たいだいまお尋ねの件につきましては、先ほど御指摘がございましたように、一月三十日の各新聞等に報道せられ、その結果、大阪法務局においては、直ちにその調査に当たったわけでございますが、特に、二月四日に本省に指図を求めて参

りましたので、私どもの方から、たいだいまお話がございましたような、いわゆるスパイの強要とか、あるいは結婚の妨害というような事実があるというふうにあるかどうかという点に特に重点をおきまして、関係の者から広く事情を聴取し、また、詳細な資料を提出いたすように指示をいたしたわけでございます。何分これが二月四日のことでございますので、まだ詳細に御報告申し上げるような取りまとめができておりません。私は、人権擁護の大切なことは申すまでもないのでございまして、その上で所見を明らかにしたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣寺尾豊君登壇、拍手〕  
○国務大臣(寺尾豊君) お答えいたします。上田利男君は、昭和二十二年五月に東区吉区郵便局に採用になっております。現在郵便課の外務の事務員として勤めております。特に勤務を怠つたというふうな点もありませんし、現在就いて勤務をいたしております。お尋ねの、郵政職員を、いわゆる人権じゅうりんをしたという点に對する私の考へ方はどうかというお話であります。が、今、両大臣からお答えいたしましたように、目下、事件について詳細に調査をいたしておりますから、それらの調査の結果を待ちまして見解を申し述べたいと、かように考えております。(拍手)

〔亀田得治君発言の許可を求む〕  
○議長(松野鶴平君) 亀田君。  
〔亀田得治君登壇〕

○亀田得治君 答弁がはなはだ不満足であります。若干追加して、さらに答弁

を求めますが、青木国務大臣は、私が申し上げた四つの事実関係について、いずれも否定されるような答弁をされておる。その中で、結婚の問題であります。もう一度お答え願いたい。それは、すでに警察側にもこの書類というものは返つておるはずですから、私はその書類を指摘して申し上げますが、上田君の第一回の結婚がだめになつて、第二回目の結婚というものが昨年の秋に起きてきた。そのときの記事で見合ひについては女の印象がよほどよいらしく絶えずニコニコとしていたが、そこで上田君に対して北村巡査が言うには、「君も勇前だし、女も多数いるんだし、前回は急いで失敗した言つたところ徐々にしんみりとした表情になり、「云々」と書いて、「不快な感じを与えないようにして結婚を見合はすような方向へ持つてゆくことが必要と思われた。結婚したら共産党入党作業の障害となる」というふうにはつきり書いてある。これは第二回目の結婚です。これもだめになつてゐる。この書類はすでに返されてゐるから、大阪府警からあなたの方にも連絡があるはずだ。こういうふうには、何回も何回もこれは出て来るのですよ。こゝまでやつていて、これが結婚の妨害にどうしてならないか、はつきり答えてもらいたい。

それから、労働運動に対する介入の問題であります。先ほど私が読み上げた記事からも明らかのように、スパイに對して、組合の会議でどういふ態度をとるようにと、こういう指示を与えておるでしょう。スパイの一票によつて、その役員会の決定がきまるとい

場合には、事実上組合運動の介入になるじゃありませんか。それがならぬと言えますか。はつきりしてもらいたい。

それから、この法的根拠であります。あなたが、警察法第二条、これを引用された。しかし、あれは単なる警察の大まかな責務を書いたものです。そんなものから人権問題に関連するよう行動が具体的に出来るわけがありません。犯罪の予防というものを、あなたはおっしゃる。それは大まかな責務にすぎない。具体的にこれが動くためには、実際に犯罪というものがあつた程度予想されてこなければだめでしょう。ところが、この書類に書いてあるのは、全然そういうことに関係のない団体です。また、全然およそ予想されないような団体、それまでがみな対象になつてゐるじゃありませんか。ともかく今の警察は、何か手落ちがあれば共産党だ、共産党という言葉さえ出せば世間が納得すると思つて、盛んにそういう言葉を使われるわけでありまして、たとへ共産党であつても、警察法の第二条だけで、現在あなたのやつておるような情報収集の活動をやる、こういうことは断じて間違いでしよう。共産党に對するあなたの偏見は認められたらつて、こんな二条だけ、こういう広範な秘密捜査活動といふものをどうしてやりますか。ポポロ事件の判決等もあなたは知つておるはずだ。学校の中の事情を調査する場合には、たとへ相手方に迷惑のからぬような秘密の方法でいろいろな学内の調査をやつたとしても、調べることで、それが学問の自由という基本的人権の

侵害である、こういう判決がおりておるでしょう。同じことなんです。そういう意味で、単に警察法の第二条、こんなものだけでどういふ活動が許されるかは、私は断じて考えられない。もつとはつきりこの見解を承わつておきます。

以上三点について、もう一度青木国務大臣の答弁を求めます。

〔国務大臣青木正君登壇、拍手〕  
○国務大臣(青木正君) 重ねての御質問であります。第一点の、結婚を妨害したのではないかとのお話であります。ただいま法務大臣からもお話がございましたように、人権擁護局で現在お調べになつておりますので、その結果判明すると思つております。その結果判明すると思つて、結婚問題について、警察内部に對していろいろ結婚についての話があつたといふことは聞いております。それから、お話のようになつて、「君は勇前だ」といふお話であります。これはまあ軽くそういうことを言つたといふことも聞いております。が、しかし、結婚を妨害するといふやうなことでなしに、全く内輪同士で話したことが、自分の考えとして、あるいは感想として、報告書の中に出てゐるといふことは聞いております。しかし、結婚妨害といふようなことではないといふふうには私どもの方は報告を聞いておるのであります。この点は、いづれ人権擁護局の方で、十分調査の上判明すると思つております。

それから次に、いろいろ組合の内部について干渉したのではないかとお尋ねでございますが、これは協力者に對しまして、効果的に調査をしていただ

くために、いろいろアドバイスすることはあり得ると思つてあります。しかし、そのことが直ちに警察として組合運動の内部に干渉するといふ意味では決してないのであります。警察の立場において、調査を効果的ならしめるために、協力者に対してアドバイスしたというにとどまると私どもは考へておるのであります。

それから第三の法的根拠の問題であります。御承知のように、即時強制にわたります場合はつきましては、言うまでもなく、やはりそういう法的なちゃんとした規定がなければなりませんので、警察官職務執行法においてそういう場合の規定はあるのであります。が、そうでない場合には、一般的の運営事項につきましては、諸外国の例等を見ましても、特別の法律というものでなしに、やはり警察官本来の責務として、諸般の社会的対象をいろいろ調べる。言うまでもなく、これは強制にわたるべき問題ではないのであります。警察本来の立場において、法律その他の政令等に違反せぬように、その他の人権を侵すことのないよう、警察の責務を果すために一般的な事項としてやると、かように私ども考へております。(拍手)

〔岩間正男君発言の許可を求む〕  
○議長(松野鶴平君) 岩間君、何ですか。  
○岩間正男君 議事進行について発言を求めます。お許しをお願いします。  
○議長(松野鶴平君) 岩間君。  
〔岩間正男君登壇、拍手〕  
○岩間正男君 たいだいまの亀田議員の質問に対する青木国務相の答弁の中に、私たちが共産党としましては聞き給

てにならない一言がありました。しかも、これは単に共産党だけの問題ではなくて、実に憲法に抵触するような重大な問題であると思つてあります。といひますのは、先ほどの答弁の中に、警察官が公衆団体に対しては調査をしていない。しかし、その中には共産党の細胞もあるのだから云々というふうな、共産党を捜査するのは当然であるというふうな、何か憲法でも許されてあるような、法的根拠のあるような、そのような答弁をいたしました。しかし、これはまさに人権にむしりかたがた、そうして、まことに偏見に立つところの答弁であると言わざるを得ないのであります。一国の人権を守る国務大臣が、人権を守る公的の立場において、しかも国会の公然たるこの壇上において、このように答弁をされることは、日本の今後の国会運営、政治の運営の面において、人権擁護の面において、断じてこれは聞き給へてはならないのであります。問題だと私は考へます。従つて青木国務相は、以上のような憲法違反のこの偏見を、この壇上において取り消されんことを私は心から切望するものであります。

○議長(松野鶴平君) 青木国務大臣からは、発言の意思はないのであります。  
○議長(松野鶴平君) 日程第一、国民年金法案(閣法第一二三号)(趣旨説明)。  
〔国務大臣(坂田道太君)登壇、拍手〕  
二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。坂田厚生大臣。  
〔国務大臣(坂田道太君)登壇、拍手〕  
○国務大臣(坂田道太君) 国民年金法

案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。  
御承知のように、わが国の公的年金制度には、厚生年金保険制度を初め、恩給、各種共済組合による年金制度など、すでに幾つかの制度があるのであります。が、これらは、いずれも一定の条件を備えた被用者を対象とするものであります。国民の大半を占める農民、商工業者、零細企業の被用者などは、いまだに年金制度から取り残されたままになつておるのであります。翻つて最近のわが国の人口の趨勢を見ますに、国民の死亡率は激減し、平均余命は、戦前に比べ飛躍的な伸びを見せ、その結果、老齢人口は、絶対数においても、また国民全体の中において占める比率においても、著しい増加の傾向を見せております。しかるに、一方これら老齢者の置かれておられます生活状態は、戦前に比べ、むしろきびしさを加えておるのであります。このことは、程度の差こそあれ、身体障害者や母子世帯の場合においても同様と言へるのであります。このような事情からいたしまして、社会保障制度の一環として国民に年金制度を及ぼし、これを生活設計のよりどころとして、国民生活の安定をはかつて参ります体制を確立いたしますことが、国民の一致した要望となつてきたのであります。与党たる自由民主党におきまして、かねてからこの問題について研究しておつたのであります。ついに昨年春の衆議院議員総選挙に際し、国民年金制度の創設を国民の前に公約いたしましたのであります。社会党におかれましても、この問題を多年にわたつて研究され、すでに数回にわたり国民年金

法案を国会に御提案になつておられるのであります。政府もいたしましては、このような各方面の要望にこたへるため、昨年六月、内閣総理大臣の諮問に依つて行われました社会保障制度審議会の国民年金制度に関する答申を参考とし、鋭意、国民年金制度の企画立案を急いで参つたのであります。が、ここに、わが国の現状に最も即応し、かつ実現性の強いものと考えまして、この法案を提出した次第でございます。  
次に、国民年金法案の基本的な立方面について申し上げます。  
本法案におきましては、拠出制年金を基本とし、無拠出制の年金は経過的及び補完的に併用していく建前をとつたのであります。拠出制を基本といたしましたのは、第一に、みずから掛金をし、その掛金に応じて年金を受けるといふ仕組みをとることによりまして、老齢のうちに予測できる事態に對して、老齢のうちに予測できる事態に對しては、すべての人が若いうちからみずからの力でできるだけの備えをするという原則を堅持して参りたいと考えたからでございます。年金制度におきましてこのような建前をとりますことは、制度が将来にわたつて健全な発展を遂げて参りますための不可欠の前提と考えられるのであります。イギリス、アメリカ、西ドイツ等、諸外国における多年の経験も、このことを明らかに示しておるのであります。さらにまた、わが国のように老齢人口の急激に増加して参ります国におきましては、無拠出制を基本とした場合、将来における国の財政負担が膨大になり、それだけ将来の国民に對しまして過度の負担を負わせる結果とな

るからであります。これを避けましたために、拠出制を基本とした積み立て方式をとり、積立金及びこれから生ずる利子収入を有力な財源として給付費をまかなつていく仕組みが必要となるのであります。しかしながら、拠出制のみでは現在の老齢者、身体障害者または、母子世帯、あるいは将来にわたつて保険料を拠出する能力の十分でない不幸な方々には、年金の支給が行われないこととなり得るので、これらの方々にも年金を支給いたしますために、無拠出制の年金を併用することとしたのであります。  
次に、本法案の内容についてその概略を御説明申し上げます。まず、基本的なものである拠出制について申し上げます。  
第一に、その適用対象であります。これは二十才から五十九才までの国民であります。現行公的年金制度の適用者及び受給者は適用除外とし、またその配偶者及び学生につきましては任意加入を認めることといたしました。しこうして、これらの者に対する将来にわたるこの法律の適用関係につきましては、国民年金制度と現行公的年金制度との関連を考慮いたしまして、引き続き検討をすることとしたのであります。これは、国民年金制度から現行公的年金制度の適用者等を除外いたしますと、本制度と現行公的年金制度との通算調整、さらには現行公的年金制度相互間の通算調整を行ななければ、各制度の被保険者でありながら、その間を移動いたしますと、年金を受けることができないという者が多数生ずることになり、国民年金制度の意義が減ずるおそれがありますので、

これについて具体的な方策を講ずべきことを法文に明記したのであります。なお、本制度の拠出制が充足いたしますときに、すでに五十五才をこえている者は、たとえ六十五才まで保険料を納付したとしても年金を受ける資格を得ることができませんので、適用を除外し、五十才から五十五才までの者は、希望すれば保険料を納付して拠出制の年金を受けることができるよう、任意加入の道を開いたのであります。

第二に、保険料であります。これは二十才から三十四才まで月額百円、三十五才から五十九才までは百五十円としたのであります。この額は国民の大部分が負担できるものと考へてきめられたものであります。生活保護を受けようとする者か、その他の保険料を負担する能力の乏しいと認められる者につきましても、保険料免除の道を開く等、低所得階層に対する特別の措置を考慮いたしました次第でございます。

第三に、年金給付についてでございます。年金額給付の種類は、老齢、障害、母子、遺児及び寡婦の五種類といたしております。まず、老齢年金であります。これは保険料を二十五年以上納付した者が六十五才になったときに支給するものであります。しかしながら、さきに申し上げました保険料を負担する能力が乏しい者につきましても、十年間だけ実際に保険料を納付していただきますならば、年金を支給することといたしました。また、拠出制が充足いたしましたときに、一定年令をこえていて、二十五年以上の保険料を納付する期間がない者につきましても、この者

の年令に応じて、この期間を十年ないし二十四年に短縮いたすことといたしております。年金の額は、保険料納付の期間に応じて、保険料を二十五年納付した者には年に二万四千円、二十才から五十九才まで四十年間納付した者には年に四万二千円を支給いたしますことといたしております。

次に、障害年金であります。これは、一定期間保険料を納付した者が、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度、すなわち片手とか片足を失つた程度の障害になったときに支給し、その額は、保険料の納付期間に応じて、二万四千円から四万二千円までといたしております。これより重い程度の障害、すなわち両手とか両足を失つた程度の障害になった場合には、これに年額六千円を加算することといたしました。

次に、母子年金であります。これは、妻が一定期間保険料を納付した後、一家の働き手である夫に死に別れて、十八才未満の子供を扶養しているよりな場合に支給するものであります。年金額は、保険料の納付期間に応じて、一万九千二百円から二万五千二百円までであります。なお、子供が二人以上あるときは、これに第二子以降の子一人につき四千八百円を加算されることとなります。

寡婦年金は、婚姻後十年以上経過した妻が老齢年金を受けるに必要な期間保険料を納付した夫と死別いたしましたときに、六十才から六十五才まで支給し、年金額は夫の受けるべきであった老齢年金の半額としております。次に、無拠出制年金について申し上げます。初めに申し上げました通り、本制度は拠出制を基本といたすものであります。制度発足のときにすでに七十才以上である者はもちろんのこと、このときすでに五十才以上である者も、原則として、拠出制の年金を受けることができないのであります。制度発足のときにすでに身体障害とか母子世帯の状態にある者につきましても、同様であります。これらの者に対しまして、文字通り国民皆年金の実をあげますために、無拠出制による老齢、障害、母子の二つの援護年金を経過的に支給することといたしたのであります。

まず、老齢援護年金についてであります。これは、先ほど申し上げました通り、制度発足のときに五十五才以上である者、五十才以上五十五才未満で任意加入の道を選ばなかった者、または将来にわたって保険料の負担能力が乏しいため拠出制の老齢年金を受けるに必要な保険料の納付を行得なかつた者に対し、七十才から一万二千円を支給いたします。

障害援護年金は、制度発足のとき二十才以上の者であつて、すでに両足とか両手を失つた程度の障害の状態にある者、または保険料の負担能力が乏しいか、または二十才未満でこれと同程度の障害になることにより拠出制の障害

年金を受けるに必要な保険料の納付を行得なかつた者に対して、一万八千円を支給いたします。また、母子援護年金は、制度発足時すでに夫と死別して十六才未満の子供を扶養している者、または保険料の負担能力が乏しいため拠出制の母子年金を受けるに必要な保険料の納付を行得ずして夫と死別し、十六才未満の子を扶養している者で、いずれも二十五才以上の子のない場合に一万二千円を支給いたします。なお、子が二人以上あるときは、第二子以降の子一人につき二千四百円を加算いたすことといたしております。

これらの援護年金は、拠出制年金のように、自分であらかじめ拠出しておいた者に対して支給するものではなく、すべて一般財源から支出するものであります。すでに現行公的年金制度による年金を受けておる者でありますとか、一定程度以上の所得のある者など、比較的恵まれた状態にある方々に対しましては、この支給を制限いたすことになっております。

次に、援護年金と生活保護制度との関係についてでございます。本制度による年金は、その建前上、生活保護法による被保護者に対しましても当然支給されるのであります。この年金を支給いたしましたとしても、生活保護制度の運用におきまして特別の措置を講じませんと、その人の受けます年金のすべてが収入認定の対象となり、従つて被保護者にとつては何ら実質的な意義がないという結果になりますので、この点、不合理のないよう措置いたす心算であります。

第四に、年金財政について申し上げます。本制度におきます財政運営方式といたしましては、積立式をとることといたしております。これは財政運営方式を賦課式といたしましては、年金を無拠出制のみとした場合と同じように、将来の被保険者に対しまして、過度の負担を負わせる結果となるからでございます。なお、本制度の積立金は、制度の発足当初から次第に増加することになるものであります。これが運用は、きわめて重要な問題でありまして、今後とも慎重に研究いたして参りたいと考えております。

次に、国庫負担でございます。これは毎年度の保険料収入総額の二分の一に相当する額を負担することといたしております。このようにならば、従来は、国民年金制度には見られないほど大きいものであります。これを減らして、国民年金制度の維持育成に対する熱意を肯定していただけるものと考えております。

なお、援護年金の給付に要する費用は、当然のことながら全額国庫で負担いたします。また、事務費につきましても、これを全額国庫が負担することといたしております。最後に、実施の時期であります。援護年金の支給につきましては昭和三十四年十一月一日から、拠出制年金につきましては昭和三十六年四月一日から保険料の徴収を開始いたすことといたしております。以上で国民年金法案の趣旨の御説明を終りたいと思ひます。(拍手) ○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございま





第六は、政府はこの制度の施行に当りまして、市町村に対しておられるかのような配慮を臨まれんとし、おられるかというところをお伺いいたしたのであります。すなわち、政府は本制度を運用するに当りましては、市町村を第一線機関といたしまして各種の業務を行わしめるのでありますから、私は、少くとも市町村の協力いかなが、この制度を円滑に運営できるか、いかなかの重要なキー・ポイントとなるものと信じておるものであります。この市町村をして十分に協力してもらつたためには、国みずからも相応の配慮を払ふ必要があると存するものであります。政府はこのことをいかによくお考えであるか。この点は太蔵大臣と自治庁長官に率直に御答弁をお願いしたいと思います。

次に私は、本制度の将来の発展のために、国民に対する周知徹底の件につきまして一言いたしておきたいと存するものであります。この制度の基本であります。この制度の根本であります。先ほど厚生大臣からの御説明の中にもありましたが、二十才から五十九才までの国民に保険料を負担せしめるものであり、しかもその徴収方法につきましても、国民の自主的納入に待つ、いわゆるスタンプ方式をとつておられます関係からいたしまして、国民の理解と認識がぜひとも必要であるのでございまして、また、世上往々にいたしまして、国民年金制度は無拠出のみでありとする考え方も耳にいたしたのであります。従いまして、この制度全般にわたつての国民に対する十分なる周知徹底をはかることがきわめて必要なりと考へるものであります。が、厚生大臣はこの点に對しまして、いかような対策を立てて

おられるかを明らかにしていただきたいと思ふのでございまして。

最後に、私は政府に対して希望をいたしたいことは、かような一つの大法案が創設された場合に、おきましまして、いつの世の、いかなる場合におきましても、必ずいろいろな批判がこれに伴いますことは論を待たないと思ふのであります。しかしながら、政府が各種の支障を乗り越えて、国民への公約を果すために、誠意を持って本案を今国会に提出せられ、たる努力に對しまして、大なる敬意を払ふものであります。おそらく私は、今回の政府提案の国民年金制度が成立の上は、今後のわが国の社会保障制度の上におきまして、輝かしき足跡を残すものと信じておるものであります。政府はよろしく、今後、本制度の創設を機会に、あらゆる艱難を乗り越え、将来本制度をさらに研究せられ、これにそつとの磨きをかけて、これによって、この国民年金法が福祉国家のいしすえの一つとなり、日本国民の子々孫々に至るまで大いに謳歌せられるであらうことを、切に期待いたしまして、私の質問を終る次第でございまして。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇、拍手〕  
○國務大臣(坂田道太君) 小林議員にお答えをいたします。

最初の御質問は、低所得階層に對する保障に欠けるところが、ないか、低所得階層に十分な保障が行われないのではないかという御質問でございまして、すなわち、この保障料につきましては、二、三の調査を行ひまして、国民の大部分はこの程度のもので負担でき

るといふ結論に到達した結果、ましましたものでございまして。しかしながら、生活保護を受けられる方々、その他の低所得者の方で、この保険料を納めかねるという階層もあると考へられますので、そのよう方々に対しては、保険料免除の道を開きます。一方、給付の面におきましても、かかたりの優遇措置を講じておるのでございまして。かやうにいたしまして、低所得者階層に對しまして十分なる考慮を払つておるものと確信いたしております。

第二のお尋ねは、援護年金の支給対象と額について、社会保障制度審議会の答申と比較して、これはどうなるか、あるいは生活保護法との関係はどうか、あるいは生活保護法との関係はどうかという御尋ねだつたと思ひます。まず援護年金の支給対象とその額についてでございまして、老齢援護年金につきましては七十才から月千円でありまして、これは社会保障制度審議会の答申と全く同じでございまして、支給の対象となる年齢の程度は、答申と同様であります。また金額は、答申と同様であります。また金額が月千五百円であることも答申と同じでございまして。多少答申よりも不利なところもございまして、一方また母子援護年金につきましては、むしろ答申よりかなり有利になつておるのでございまして。

次に、援護年金の支給制限についてでございまして、これは拠出制年金のように自分であらかじめ拠出をしておいた者に支給するものではなから、お説の通り、一般財源から支出するものでありますので、ある程度恵まれた状態にある人たちに對しまして支給制限を行いますことは、これはまあやむを得ないものと考へられるのであります。本制度による支給制限につきましても、一般に言われまじうにきびしいものではなく、老齢援護年金について見ますれば、所得があることによつて支給を受けられなくなる人は、七十才以上の老人のうち、すでに年金を受けておられますものを除いて、わずかに二割足らずでございまして、これを見ましても、この制度は決して救済的なものでないことが御理解いただけるものと確信をいたしております。

次に、生活保護制度との関係でございしますが、これは生活保護制度の方に老齢加算を新設いたしましたか、身体障害者加算や母子加算を増額いたしましたことによりまして、被保護者に對しましても実質的に年金が支給されます。また、特別な措置を講じて参る所存でございまして。

それから積立金の管理運用について、これは零細な保険料を納付した金であるから、被保険者に還元すべきではないか、ということも御尋ねでございまして、これは全く私も同感だと考へておるような次第でございまして、それからまた、貨幣価値の変動に對してどのように考へておるか。――御承知のように、戦後のインフレーションのような貨幣価値の変動は、今後は起り得ないとは存じませぬけれども、貨幣価値に相当な変動が生じた場合には、政府が管理するこの種社会保障におきましては、当然の措置として、年金額に必要な調整を加えるべきものであります。本法案の中にも第四條に明文をもつてこれを規定いたしております。また年金財政につきまして五

年ごとにこれを再計算し、保険料国庫負担と給付について合理的な手直しを行ふことになつておるのでございまして、これによりまして貨幣価値の変動に對して一そう適切な措置が講ぜられるものと思へております。

次に、貨幣価値の変動に對して、積立金の運用をどのように工夫するかというところでございまして、このような場合はできるだけ保険財政の中で問題を解決し、いたずらに国庫負担に頼ることを極力避けましたためには、お説のように積立金の運用を工夫いたさなければならぬと思ひます。これを単に名目価値のみでなく、実質価値で運用したることなどの問題につきましても、今後とも慎重に検討して参る所存でございまして。

それから拠出制年金を実施いたしますには、国民に對して制度の趣旨を十分に周知徹底させなければならぬと思ひますが、これに對する具体的な措置はどうかという御尋ねだつたと思ひます。拠出制年金を実施するために、国民に對して制度の趣旨を十分に周知徹底させなければならぬ、これは、政府といたしましては、本年及び明年の二カ年間、市町村、報道機関、農業関係諸団体その他各関係団体の協力を得まして、制度の趣旨、概要等について、十分周知徹底を期するつもりでございまして。このため明年予算におきまして、特に七百二十万円を計上いたしておるわけでございまして、今日、医療保障ととも二つの大きな柱といたしまして、この国民皆保険制度が打ち立てられ、さらに今回この所得保障の年金制度を打ち立てたわけでございまして

けれども、これは、一にかかつて、国民全体の支持と御協力によって、私はこの年金制度が確立したというふうな思いをします。この点につきましては、十分今後とも国民の方々に御協力を願ひ、またこの趣旨を徹底いたすつもりでございます。(拍手)

○國務大臣(青木正君) お答え申し上げます。

国民年金の給付事務等を担当する市町村に対して、国はいろいろ配慮をしていくかという御質問であります。御承知のように第八十六条に、この市町村の事務に対しては国は必要なる経費を交付しなければならぬという規定がありますので、市町村の負担になることなしに、必要なる経費は国が支弁することになっておるのであります。しこりして明年度予算におきましては一億五千五百万円を計上いたしておるのであります。その積算の根拠としたしましては、国民保険、国保等の従来の実績等から勘案いたしまして、給付事務に必要な経費を一件五十円と予定いたしました。そうして三百十万人の対象に必要な経費として一億五千五百万円を計上いたしておるのであります。しこりして、万一この経費で不足の場合はどうかという御心配もあらうと思つておりますが、法律においてはつきり、必要なる経費は国がこれを交付するといふ規定になっておりますので、市町村がそのために余分な負担をするといふことはない、私どもはかように考えておる次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 藤田君。  
○藤田進君 議事進行について発言を求めます。  
○議長(松野鶴平君) 藤田君。  
○藤田進君 たいま厚生大臣から提案理由の説明があり、与党である自由民主党の小林英三君から質疑がありました。政府の最重要法案として、ここに岸内閣総理大臣の名において提出され、ここにそれに対する野党の質疑が行われんとするときに當つて、内閣総理大臣ないし要求している大蔵大臣の出席がまだありません。かようなことは、わが国の憲法や国会法に定めるところに抵触する。当然、内閣総理大臣その他の國務大臣は、要求があった際出席をする義務がある。ことに、本会議は、いずれの会議よりも優先するわけであり、内閣総理大臣並びに大蔵大臣は現在登院をされていることである。これらについては私は、議長におかれて、さっそくその出席を、特に、岸内閣総理大臣、佐藤大蔵大臣の出席を促していただきたい。岸内閣総理大臣ないし大蔵大臣の答弁次第では再質問をする用意を持っているわけであり、先刻行われたようにな、あとから答弁をいつの日かやるというふうな、そういう重要法案の扱い、また本会議における運営の悪例を残すことは承知できません。  
○議長(松野鶴平君) お答えいたします。内閣総理大臣及び大蔵大臣は衆議院に出席しておりますので、本議場に出席方重ねて連絡いたします。  
○藤田進君 お伺いしますが、質問中に少くとも出席するように議長は努力されますか。

○議長(松野鶴平君) 連絡いたしました。藤田進君。  
○藤田進君 登壇、拍手。  
○藤田進君 質問中に、ぜひ議長におかれては、先ほど議事進行で発言をいたしましたように御努力をお願いいたしまして、質疑に入りたく存じます。私は、たいま提案されました国民年金法案につきまして、日本社会党を代表して、若干の質疑を行わんとするものであります。

日本社会党は、先ほど厚生大臣も触れられたように、つとに国民年金制度あるいは医療保障等については、具体的な案をもつて世間にも訴え、議会にも提案をして参りました。ところが、これについて予想外の国民の反響、支持、協力を呼びます。昨年、衆議院選挙における自由民主党の公約となつて、いわば社会党のそいつた一連の社会保障制度の確立ということが動機となつて、昨年の総選挙で鳴りも入りの公約となつたと私は見ているのであります。ところが、当時自由民主党も踏み切つたといふことに、相当の期待を、また関心を国民も持ったのであります。しかし、実際に今日ここに提案されたものの中身を検討してみますと、これが国民年金といふ体をなしているかどうか、こういうことについて多くの疑問を持つわけであり、私は、このような観点から岸内閣総理大臣に質疑をいたすものであります。出席がございませんから、ま厚生大臣にお伺いをいたします。提出年金の最低拠出期間が二十五年であるが、社会保障制度審議会においても五年を答申しております。二十五年の長期拠出は保険主義に基づくもので

ありまして、生命保険と異なるところがありません。所得保障の精神に基づき、拠出期間を少くとも五年以下にすべきではなかつたか。先ほど小林君の御質疑に対して答弁がございましたが、社会保障制度審議会の答申を、答弁の限りでは全部受け入れ、さらに上回つたような御答弁がありましたが、第二回目の、昭和三十四年一月二十二日の国民年金法の制定についての答申を見ますと、厚生大臣は御承知かと思ひますが、第一から第十まで、それぞれ、当時の情勢下において注文がつけられております。社会保障制度審議会は十の注文をつけられております。この中の一つに、今申し上げる、せめて五年程度にしたらどうか、拠出期間の短縮ということがあります。これについては、実際には受け入れられていないのであります。聞くところによると、厚生省はかなり国民年金保険としてふさわしいものを立案したが、大蔵省がだんだんと攻勢をかけて、厚生省は後退に後退を続け、ここに当初の案よりも相当変わったものが提案されているように聞かれています。この間の事情と同時に拠出期間の短縮に関する所見を伺いたいと思ひます。

第二、徴収の方法については、画一主義で、一律に印紙によって徴収をするといふことになっております。今日のように貧富の差が非常に大きくなつて、低所得者は生活保護等によつて十分まかなえないような現状において、この一律印紙による徴収というものが、果してうまくいくかどうか。ことに、今度のこの国民年金法案を読んでみると、私どものように専門的にこれに携わつて居る者にさえも、なかなかわかりにくい。こういう条文編さんの技術からいつてもまことに遺憾な点が多いのですが、ましてや、一般の国民の階層では理解しがたいであろうが、そういう実態の中にあつて、果して円滑な徴収が行われ得るだろうか。この点については具体的にどういうことをおやりにならうかと思ひます。第三は、これと関連いたしまして、必ずしも自主的に期間内にこの拠出が行われぬといふことが私は容易に考えられ得ると思ひます。いわゆる滞納者が出てくる。学生とか、あるいは寡婦といふような方々を除いては強制加入といふことになり、自然そこに無理がある。先ほどの答弁では、この程度のものであれば十分拠出し得るといふことですが、その基礎が、説明があいまいです。その滞納者についても、その上でさらに滞納があるといふ場合には、条文によると、国税滞納処分の例によつてこれを処分するといふことが第九十六条の四項に、ここに書かれてある。そうなる、ここにまた関連して、差し押えといふようなことが起きるわけであり、そういうことをやるということがやはり法の趣意になつていない、差し押えによる滞納とさるを得ない、差し押えによる滞納といふことにならざるを得ないと思ひます。そのほかいろいろ方法があると思ひますが、一つお示しをいただきたい。第四に、年金額が月二千円ないし三千五百円であることは、これは生活保護の扶助額を基準にして、これと同様



問題が起るのではないか。老齢者の稼働人口も相当なものでありますと同時に、その就職も非常に困難な状態であり、また母子家庭における子供の就職というものが困難をきわめているのであります。この国民年金法の七十才給付等の点との関連において、労働大臣とされてはどうか考えておられるか。すなわち老齢人口の増大に關連して、なお働き続けなければ、月に千円や千五百円や二千円もらったのでは、そのみで生活を維持することはできない。しかも大幅な制限規定のために、相当な人たちがふるい落されて、年金の恩恵を受けないのであります。これらについては、雇用条件なり開拓なり、その他の生活扶助などという点について、いかなる所見をお持ちなのか、お伺いをいたします。

大蔵大臣につきましては三点をお伺いいたします。

国民年金法が一たん発足いたしますと、その変更はきわめて困難であります。ことに国庫負担については将来膨大な額に達することになります。そのような実態を見ますときに、長期財政計画による裏づけがここに必要となつて参ります。その具体的構想を示させていただきます。

第二点は、貨幣価値は、過去の経済変動にも見ますように、相当に不安定な状態でありまして、これらの変動に對処してスライドする場合に、大蔵大臣としての立場からどういふふうにお考えで、スライドする意思があるのかどうか。あるとすればどういふふうに財政上行い得るものか。またその意思をお伺いいたします。

第三点は、積立金の運用については先ほど質疑がありました。きわめて不明確な答弁で、厚生大臣におかれてもそうで、大蔵大臣におかれても未だ確固たる見通しがないうのであります。今後の検討にゆだねられておられるように見受けられます。この膨大な、最高時には、私どもの計算では四兆円になるだろうと思われ、積立金、これが運営管理についてはきわめて重大でありまして、私どもは、その自主的な運営ということが非常に大切であると思ひますし、これについて、自主的な運営管理をせしめるのか、あるいはそうでなくて、一般財政資金としてのお扱いをなさるのか。これらについて御答弁をお願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣坂田道太君登壇、拍手〕

○国務大臣(坂田道太君) 答へをいたします。最初のお尋ねは、拠出年金の最低拠出期間が二十五年であるが、社会保障制度審議会においては五年が答申を出している。所得保障の精神に基づいて、拠出期間を少くとも五年以下にすべきではないかというふうなお尋ねだと思ひます。保険料拠出期間が社会保障制度審議会の答申に比へまして長過ぎることとございしますが、一般に、二十才から五十九才までの年令の間にある者であるならば、この程度の保険料を拠出することができると考えられるのであります。すなわち、二十才に達しなすならば、学生等を除きまして、何らかの所得活動に入りますことが通例であります。また六十才以上になりますまでは、被用者保険の場合が異なりまして、所得を得ている場合が

むしろ通例であると考えられるからでございます。御承知の通りイギリスの国民保険の例を引きますならば、この制度におきましては、すでに十六才から六十五才まで五十年間にわたる保険料拠出が義務づけられておるのでございます。

〔議長退席、副議長着席〕

また老齢年金の必要拠出期間が、社会保障制度審議会の答申と比べて長過ぎるとの御意見でございます。けれども、本法案におきましては、原則として二十五年以上の拠出を必要としておりますが、保険料負担能力の乏しい方々につきましては、十年間だけ拠出を行いますならば老齢年金を受けることができるようにいたしておるのでございます。

それからまた、社会保障制度審議会の答申と比べて非常に後退をしておるようなお話でございましたが、先ほどお答えいたしましたこともございしますが、さらにまた、たとえば社会保障制度審議会の答申いたしました人員の総合計は二百十五万人でございまして、その無拠出年金の総額は二百七十五億円になっております。ところが、政府案を平年度にこれを換算いたしますと、対象人員は二百五十七万人でございまして、またその総額は三百五億から三百十億円というところになっておるのでございまして、その答申におくれば、たゞそれだろ、というのを御了承いただければ、その御承知の方法に、それからもう一つは徴収の方法についてのお尋ねでございますが、これは、保険料の徴収方法をスタンプ方式としたいたしましたのは、被保険者の側から見ると最も簡便であり、徴収の経費も比

較的少くして済むという利便があるからでございます。この方式をとることによりまして、むしろ国民の自主的納入を促進し、制度の健全な発展に資することができ得るものと考えておるのでございます。しかしながら、この方式をとって参りますには、本制度の趣旨を十分に国民の方々に周知させることが必要でございます。今後ともこの面に大いに力を注いで参りたいと思っております。

第三点は、必ずしも自主的に期間内拠出がなされるときは考えられない。滞納者については督促その他の方法がとられるとしても、なお納入せざる者については国税滞納処分例によりこれを処分するところがあるが、差し押え等によるのか、それでは本来の趣旨に反しないかというふうなお尋ねでございます。拠出能力がありながら故意に保険料を納めない方に対しては、これはやはり重点的に国税滞納処分例によりまして保険料の徴収を行うことができるようにいたしております。反面におきまして、少額の滞納者につきましては、運用上二年ごとに債権の整理を行い得る特別の規定も設けておるわけでございます。

第四番目は、年金額月二千円ないし三千五百円であることは生活保護の扶助額と同様の考え方であり、低額に過ぎ、防貧でなく救済に陥つて、老後の生活安定に重点を置くべきではないか、このようにお尋ねでございます。が、年金額を定めます場合、これによりまして生活の需要が完全に満たされ得る程度に高いものでなければならぬ、という御意見もあるかと思ひますが、この年金の額は、単に生活の必要

だけをもととしてきめるわけには参らないのでありまして、この年金を受けるために必要とされる保険料の額、保険料の納入を義務づけられる被保険者期間の長さ及び国庫負担の額等をならみ合わせましてきめなければならぬと考えるのでございます。社会保障制度審議会も、これらの点を考慮いたしました結果、四十年先におきましては、三千五百円という額に達することをさしあたるの目標として答申いたしましたのでございまして、この程度のものであれば、生活設計の上におきまして有力なよりどころとなり得るものであるというふうにとりかへておる次第でございます。

〔副議長退席、議長着席〕

それから無拠出年金の特別支給については、所得制限の認定は国民の納得の上において行われなければならないが、政府はこれについていかなる処置を講ずんとするのであるか、審議会の構成員に被保険者代表を入れる考えはあるかどうかというふうなお尋ねでございます。無拠出年金の支給の場合に行われますものでなければならぬことは、社会保障制度審議会の答申も特にそのいふことを明らかにいたしておるのでございまして、政府におきましてもこの点全く同様の考えでございます。は、原則として現行税法に基いて行われるものをそのまま利用していく道を考えたいと思っております。国民年金審議会の構成員を考へるに当りましては、お説のように、被保険者たる国民各界各層の実情によく合った方々を選

びたいと考えておるわけでございます。

第六番目の御質問は、国民所得の成長に伴う年金額の引き上げも当然行わなければならないが、政府はいかなる基準のもとにこれを行わんとするかと、御尋ねでございますが、国民生活水準の上昇に伴いまして年金額の引き上げを考慮すべきでないならば、御意見につきましては、趣旨としては同感でございます。この点は、この法案の中におきまして特にその趣旨を明記いたしておる次第でございますが、年金額の引き上げは保険料額の引き上げを伴いますとともに、複雑な各般の経過措置を伴うことにもなりますので、その措置がとられます場合に、相当著しい事情の変更が生じた場合に限り得ざるを得ないと考えております。なおこの場合、五年ごとに行われます保険財政に関する再計算の措置は、このような措置のとられる時期についての大きな目途ともなり得るとも考えておるわけでございます。

さらに内部疾患を入れなかつた理由についてでございますが、これは症状が固定するかいなかということがなかなか区別しがたい、判定しがたいということもございまして、これを対象の中に含まれずと、非常に人員が激増するということもございまして、今度の場合はこの程度に考えたような次第でございます。

それから積立金の管理運用についてのお尋ねでございますが、本制度の積立金は、先ほど私が小林議員にお答えした通りでございます。国民から集めました零細な保険料の蓄積でございますので、これができるだけ被保険者の

の福祉に資するようにして参りたいと存じますが、何分にも、これは将来の年金給付の財源として、安全に、そしてまた確実に運用すべきものでございまして、これが管理運用の方法につきましては、今後とも慎重に研究をいたして参りたいと存じておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣青木正君登壇、拍手〕

○国務大臣(青木正君) 国民年金の実施に伴う地方の負担の問題、また、職員配置転換の御質問であります。

第一の市町村の事務処理について、先ほど小林議員に対する私の答弁、あの程度で十分かという御懸念でございます。また算定の基礎の問題であります。また、一件五十円と決めました積算の根拠といたしましては、国保が御承知のように九十五円になっているわけでございます。今回の国民年金の場合には主として給付事務でございますので、国保の実績から考えまして、大体国保の二、三割程度の費用ではないか、こういふ一応の考えをいたしたのであります。しかし、初めてのこともあり、また、給付事務もなかなか複雑な点もありますので、二、三割にさらに倍率の四をかけた四十五円幾らという数字が出てくるのであります。それをラウンド・ナンバーにいたして五十円という数字が出てくるのであります。私ども、まずまずこの程度で差しつかえないのではないかと、先ほど申し上げましたように、法律の建前は、一切国がその費用を支弁することになっておりますので、万一これによって不足の場合には、私どもは困らぬに、これはめんどうをみるものと考えておるわけでありまして、なお、都道府県の段

階になりますと、職員を地方公務員でなしに国家公務員の身分として、職員を千七百四十人ほど配置することになっておるのであります。御指摘のようになります。これが充足に当りましては、場合によりましては一部地方公務員その他の方からも若干の配置転換ということも起つてくるかと考えております。(拍手)

〔国務大臣世耕弘一君登壇、拍手〕

○国務大臣(世耕弘一君) 国民年金の諸問題と経済長期計画の問題についてお尋ねがございましたので、簡単に回答いたします。

長期計画の一環として長期社会保障計画が不可欠であるということは申し上げるまでもないのであります。政府がさきに策定いたしました長期計画は、経済の安定をはかりつつ民生の安定向上を期することをその主要目的としておるのであります。従って、同計画の中におきましても、社会保障制度の拡充、すなわち生活保護制度の充実、医療皆保険の達成、国民年金制度の早期実現等をはかることが考えられるのであります。しかし同計画策定当時におきましては、なお国民年金制度自体の具体的な構想なども固まっていなかつたような段階でありました事情から、自然、社会保障関係諸制度全般にわたつての長期計画というものを対しまして詳しく策定するに至らなかつたような次第であります。かような事情からいたしまして、ただいま御発言にありましたような具体的なお答えを、この計画を、今この機会に発表できない事情にあることを御了承願つておきたいと思つております。なお、国民の経済生活をいろいろの調

査資料によつて調査いたしましたも、まだ日本の国民経済がいろいろな意味において大きな格差がある、かような実情が今日の日本の国民生活の実情であります。ただ、この際、政府側としても考えなくちゃならぬことは、日本の人口において特に老齢の生活が目立つ。そして、戦後におきまして、家族制度の変革等の関係から、この万全を期する意味におきまして、諸般の社会施設、社会保障が拡充されていかなくちやならぬということがお説のごとく考えられるのでございます。ただ、この際、経済力の乏しい日本のこの現状をいかにして充実しながら福祉国家としての目的を達成するか、ということが今後に与えられた大きな問題であるかと、かように考えられます。

重ねて申し上げますように、先ほど御指摘にありました長期計画の根本問題についての計画的数字を、また固まつて発表するに至らない事情にあることを御了承願いたいと思つております。(拍手)

〔国務大臣倉石忠雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(倉石忠雄君) 母子家庭の児童の就職につきましては、職業安定業務の中でも一番重点的に努力をいたしておるところでございます。政府は、従つて、各種の報道機関や関係機関等との御協力を得まして、その推進に努めております。藤田さんも御承知のように、ただいまは、各都道府県、市町村長が身元引受人になつて、そういう孤児及び母子家庭の児童たちの就職あっせんに努めておりますが、中学校卒業生で、昨年の三月の数字を見ますと、孤児、母子家庭の子供の就職率は九九・五％であります。全体の

中学校卒業生の就職率は九九・四と、孤児、母子家庭の児童の方が若干就職率が高い。高等学校では、やはり全体は九五・四であります。孤児、片親児は九六・二と、こういうふうな、その方面について各種の御協力を得て努力をいたして、成果をあげておりますことを御承知願います。

それから、ただいま企画庁長官からお話のありました老齢者の問題であります。最近だんだんと平均年齢が延長されて参りまして、その結果、やはり老齢者で職を求める者が非常に多くなつて参りました。このことは、企画庁長官のお話にもありましたように、私も雇用の開拓を担当いたしておる者が一生懸命でやらなければならぬことでもあらうんでありますけれども、やはり政府としても、社会保障制度の充実を力を入れていくことも、それと並行していかなくてはならない問題であると存じます。私どもは、この老齢者の就職を希望する人々に対して、特にそういう方々の要求される職業あっせん、それからまた、職業補導というふうなことも、各府県にございまして総合訓練所などで、できるだけそういう老齢者に向つて仕事についての訓練をして、そういう職場の開拓をしていくと、こういうことに努めてはおりますが、やはり社会保障制度をできるだけ充実して、遺憾なきを期していきたい。こういうのが私どもの考え方でございます。(拍手)

〔議長(松野鶴平君) 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、いまだ出席いたしておりませんので、内閣総理大臣、大蔵大臣の答弁は保留いたします。加賀山之雄君。〕

昭和三十四年二月十三日 参議院会議録第十二号 国民年金法案(閣法第一二三号)(趣旨説明)



ねと思ひます。年金制度が、みずから力を元といたしまして、老後や不時の障害のためにみずから備えるという拠出制を原則とするものでなければならぬという御意見につきましては、全く同感でございますが、この拠出制の年金制度に對しては、相当多額の国庫負担が行われるものがございます。この国庫からの援助は、この制度の施行されます際の被保険者の年令に応じて、年令の少い者にはより少く、年令の多い者にはより多くされるようになっておるのであります。これと同様の事情が、この制度を施行されるときに、すでに老齢、廃疾、または配偶者を失つた母子の状態になつて、これらの方々には、どんなに努力をいたしましても、もはや拠出制の年金制度による利益を受けさせることができないのでございます。そこで、拠出制の年金制度における経過措置の延長をいたしまして、これらの方々に援護年金を支給し、両者間の公平をはかることとしたわけでございます。この意味におきまして一本の法律で規定されることになつた次第でございます。

それから、第三点の、援護年金と生活保護制度との関係でございますが、生活保護制度との関係につきましては、同制度に老齢加算を新設いたしましたか、あるいはまた身体障害者加算、あるいは母子加算等、既存の加算制度を増額いたしますことによりまして、生活保護法を受けております方々にも實質的に年金の支給がなされますよう特別な措置を講じて参る所存でございます。

それから、援護年金は生活保護とは同じじゃないかというふうなふうな何つたのでございませうが、やはりこれは国民年金の一つの種類だというふうな考へておられます。生活保護とは考へておりませぬ。

それから、農村については保険料の徴収が困難ではないか、農村にはむしろ無拠出制の年金をやるつもりはないかというふうなお尋ねだつたと思ひます。農村におきましては、都市生活者の生活実態と比較いたしまして、お説の通り現金収入は非常に少いというふうな事情もございませぬので、必ずしも都市生活者と同様の画一的な保険料の徴収を行うことなく、農村の実情に即した措置を講ずることによりまして、お尋ねのような問題を解決できるものと思ひます。なお農村におきましては、その地域の全世帯ごとで信用事業を行う農業協同組合に加入して、納率、被保険者の利便等も勘案いたしまして、例外的にスタンプ方式以外の徴収方法によることのできるようになりたうと思ひます。

以上、御答弁申し上げます。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 大蔵大臣の答弁は保留いたします。竹中恒夫君。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕  
○竹中恒夫君 無所属クラブを代表いたします。ただいま御提案になりました国民年金法案について、二、三お尋ねいたします。

国民年金制度の創設は、過般の繰返挙に際しまして、自民、社会両党の選挙公約であつて、今日鏡合の形で本国会に上程されましたことは、国民にとつてまことに喜びにたえないところでございませぬ。そこで、總括的に總理にお尋ねを申し上げたいと思ひます。国民皆保険と所得保障としての国民年金であること、老後は保障しますと公約されて、総選挙にもお勝ちになつたのでございませぬが、果してここに示された原案の内容で国民の期待に沿つて、率直に總理のお考えをまずお伺いいたしたい、かように存するわけでございます。

第二にお尋ねいたしたいことは、幸い本案は両党が競合の形で提案されておられますので、一般の諸問題と異なり、超党派の立場に立つて、かりそめにも政争の具に供するがごときことなく、国民生活に直結した問題でありますので、きわめて厳肅に、虚心坦懐に検討し、審議を尽くし、お互いに党の面目等にとらわれないこと、長短比較、取捨すべきであらうと思ひ、わけでございますが、この審議に當つての心がまえについて總理のお考えを承わりたいと思ひます。

次に、厚生大臣にお尋ね申し上げますが、すでに私の質問は第四陣でございますので、いささか二番せんじで、同様な趣旨のものがございませぬから、適当にお聞きと願ひたいと存じます。

まず第一に、社会保障制度は相互における相関関係が非常に緊密であるわけでございます。当然総合調整が必

要でありますことは論を待ちませぬ。ことにわが国の老齢人口も、年金給付が本格化したと見ます昭和六十年、七十年ごろになりますといふと、倍増いたして参るわけでございます。この倍増いたしました老人層に對しましては、年金の支給以外に、医療保障にも相当な巨額の経費が要することでございます。同時に、老人に對する生活保護関係の経費も莫大なものがあらうと思ひます。従来公的年金との通算調整等もあり、いろいろと各種社会保障諸施策に對する総合調整並びに一元化が必要であるわけでございます。その要であるわけにつきましては、さうした点につきまします御決意のほどをお伺いいたしたい、さうして考へるわけでございます。

なお、無拠出年金を、いみじくも援護年金と名づけた当局の頭のよさに、驚嘆と敬服を覚えるものでございませぬが、財源の關係からして、給付金の過少なと、所得制限を厳にして支給対象を極度に狭めた結果、世に、あめ玉年金などと悪口を言われる向きもあるわけでございます。老後の保障を公約のニュアンスとしてまっ正直に受けて、国民から言われぬと思ひます。いささか過少で、期待はずれと思ひます。さう考へて、厚生大臣としてどう考へておられますか。

こと、生活保護適用者への差額給付の問題は、先ほどの御答弁によりまして私は了承できたわけでございます。が、どうか大臣は、保護階層に對しまして、特別な配慮をしていただきまして、老齢加算あるいは身体障害者加算、母子加算等は、生活保護法その他關係の法律の改正を、すみやかに必ずして

たきたいといふことを申し上げるわけでございます。

なお、拠出年金におきまします経過措置につきましても同様でございます。今少しゆるやかな方法で考へられなかつたものでありませうか。国民年金は長期的なものでございませぬので、当然長期的な考へが必要でございます。同時に、現在の国民に漏れなく、時間的にも一日も早く、また適用範囲も一人でも多く本法の恩典に浴びすために、経過措置をゆるやかに考へ願ひたいと思ひます。

なお最後に、障害年金の支給条件でございますが、先ほど来、身体障害給付に對しましては、外部障害に限らなければ、内臓的なものについては非常に診断が困難であるといふことでございます。ところが、どうか固定されておられますが、どうか固定されておられますが、やはり片手片足がない以上は生活能力がない、あるいは生理的機能も、医学的に見ましても非常に支障を来たすわけでございます。さうした面につきましても格別のお考え方をこの際お伺い願ひたい、ということをお尋ね申し上げます。私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣坂田道太君登壇、拍手〕  
○國務大臣(坂田道太君) お答えいたします。

まず第一に、本案と各種社会保障との將來における総合調整、一元化についてのお尋ねでございます。国民年金制度を創設いたします場合、この制度が既存の各種年金制度と相待ちまして国民年金の実をあげるに至りますこと、最も肝要な点でありますことは、

御意見の通りでございます。従いまして、本法の制定を見ました際におきましては、この制度及び各種年金制度に対する通算調整の措置を、できるだけ早い機会に講ずる考えであります。しかし、これら各種年金制度そのまますを存置するか、あるいはより単純化された制度にまとめざるかの問題はどうか。——これは最も実情に即した国民年金の実があるかどうかによつて決せらるべき問題であると考えられますので、この問題に対する結論は、通算調整の問題の結論が出ますまで待たれるべきものであると考えておるわけでございます。

第二点は、無提出年金はあめ五年金と言われるほど給付金が過少であり、所得制限がきびしいと思ふ方がどうか、所信を問うてきようと思ふ方がどうか、と思ふ。今提案いたしました援護年金の額及び支給人員が必ずしも十分なものではないことは、やはり私も私からお答えを申し上げますが、これは先ほどに、さらにもう一度申し上げます。

た社会保障制度審議会の国民年金制度に関する答申をもととして定めたものでございまして、その額におきましてはほとんど答申の通りでございます。その支給人員におきましては、答申の示す人員を約四十万上回るといふことを見ましても、この程度の規模が現在の国力からいへば精一ぱいのものであるといふことが、御了解願えるかと考へるわけでございます。

さらに、生活保護適用者への差額給付はどうか、冷産ではないか、また老齢、身体障害者、母子加算等についても補正すべきであると思ふ方がどうか。

この点につきましては、私も全く同感だと考えておるのでございます。

それから、本法の恩典を一日も早く、一人でも多く浴びすべきであると思ふが、かかる見地から経過措置をゆやかにしたかどうか、というようにお話をございました。御趣旨につきましては全く同感でございます。本法案の作成に当りましては、できる限り、一日も早く、一人でも多く、制度の適用を受け得るよう配慮をいたしたいと考えてございます。

○議長(松野鶴平君) 内閣総理大臣の答弁は保留いたします。

これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、国民年金法案(衆第一七号)、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案(趣旨説明)。

五案について、国会法第五十六条の二の規定により、衆議院の発議者からその趣旨説明を求めます。衆議院議員八木一男君。

拍手

○衆議院議員(八木一男君) 私は、日本社会党を代表して、わが党提出の国民年金法案、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別会計法案の互いに相関連する五法案に関して、一括して、提案の趣旨、理由並びに内容

の大綱を御説明申し上げるものであります。

趣旨説明に当り、私は、わずか十九日前急逝されました故参議院議員竹中勝男氏に対し、衷心より哀悼の意を表するものであります。社会保障学者として、一生その推進のため尽瘁してこられた竹中氏は、一昨年、日本社会党国民年金要綱作成に当りまして、わが党国民年金調査特別委員会委員長として、その取りまとめと推進に最も熱心に取り組んでこられたわけであり、労苦をともしにいたした私たち同僚といたしましては、今、本法案が参議院の御審議を受けるときに、同氏の姿が当院に見えないことは、まことに痛恨のきわみでございます。中道にして倒れられた故人の功績をしのびまして、その意中を汲みまして、同氏の霊魂とともに御説明を申し上げたいと存じます。(拍手)

戦後、わが国民の平均寿命は大いに延び、六十才まで存命した人の寿命は、男子七十四才、女子七十七才に達しております。従つて、人口の老齢化現象が進み、総人口に対する比率も、増加する趨勢にございます。大ぜいの人が長生きすることができるようになりましたことは、まことに喜ばしいことでございますが、老後に安定した楽しい暮しができるのであれば、その喜びは激減するわけであり、老後の生活については、従来、それに備えて、それぞれ貯蓄をするなり、あるいは子供の世話を受けるなり、ことが常識になっておりました。ところが、その二つともあまり頼りにできないというのが現在の状態であり、現在

の老人が若いころに、老後に備えて、しとしてたくわえられませんでした貯蓄は、貨幣価値の変動によりまして、実際上ほとんど役に立たなくなり、お年寄りばかりに気の毒な状態にあり、このようなことが将来も絶対に起らないとは断定できませんし、もし幸い起らないとしても、老後の長さが予測できないとき、これを貯蓄のみで安心することは、ごく一部の階層のみには、毎日の生活に苦しんで貯蓄の見込みなどほとんどない大衆にとっては、この方法は夢物語でございます。次に、子供に世話になる方法であります。これが、これも戦前とは大きく事情を異にいたしております。現行民法は扶養の義務を明確に規定しているものでありますが、家族制度改革によつて、親に対する扶養の義務がないとする誤った理解が行われ、老人を心細がらせておりますし、またさらに、わが国の国民生活の貧困は、親孝行な子供たちにも、物質的には十分なる親孝行ができない状態に追いやっております。子供たちの孝養のみに頼り切れず、みずから備える方法としての貯蓄は、まことに不完全なる制度、これでは、老後の生活を楽しいものにするには、一部の特権階級を除いては至難と言わなければなりません。

一方、母子世帯におきましては、年取十八万円未満の人たちが全体の九〇%も占めており、まことに困難な状態のもとに子女の保育が行われております。身体障害者に至っては、障害のための特殊な失費があるにもかかわらず、所得の機会にはほとんど恵まれな

いで、その大部分が最低生活の維持すら困難な状態にあります。

このような事態を救い得る制度が年金制度でありますことは、申すまでもございませぬ。ところが、わが国の年金制度は、一部勤労階級に適用されているのみでありまして、大部分の国民は、そのうち外に放置されております。しかも、勤労者の場合も、恩給資格者と公共企業体共済組合適用者のうちで高給者である者を除きましては、厚生年金等すべてがはなはだ程度の低いものでございまして、また、通算がほとんどないという不備なものでございまして、老後を安心させるものではございません。この状態にかんがみまして、昭和二十五年、社会保障制度審議会の勧告が出たわけでございまして、自後、歴代の保守党内閣が、何らの推進もしなかつたことは、まことに怠慢きわまるものと言わなくてはならないと思ひます。(拍手)

わが党は、以前より年金制度の必要性を痛感し、その完成を主張して参りました。昭和三十一年、呼び水の意味で、恩老年金法案、母子年金法案を提出いたしましたのであります。が、一昨年、国民のための総合的、根本的な年金制度を研究決定し、その基本法として、国民年金法案を、昨年の第二十八、第二十九、第三十国会に提出いたしましたのであります。さらに、幾分の修正を加えて提出いたしましたのであります。本国民年金法案であり、即時実行でき得るよう手続上の具体的な内容を決定しているのが、関係四法案でございます。

本国民年金法案等を作るに当りまして、私どもは、国民年金制度が完成ま



で長期間を要する性質のものであることにかんがみまして、創設当時より完全な目標に向って進まなければならぬと考へました。そして、この目標は、すべての国民に憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにすることに置いたわけでありました。

以上の目標を達成するため、具体的には、第一に、制度の完成した場合の老齢給付の最低限度を、現在の貨幣価値の月七千円、すなわち年八万四千円と決定いたしました。第二に、この年金を、すべての国民が支給されるものとするため、拠出困難あるいは不可能な期間、年金税を減額あるいは免除することとし、減免を何回受けたものであっても、年金額は完全に全額支給すべきだと考へました。第三に、過渡期のものもできるだけ早く月七千円の線に近づけるようにし、第四に、無拠出年金については、必要の度の多い人に対する年金に厚みをかけ、また、生活保護と併給することとして、その目的に沿うよういたすべきものと考へた次第でございます。このような完全な考へ方で国民年金制度を作ることによって、所得保障という本来の目的を果すとともに、他の重要な面に非常に大きなよい影響を与えるものと考へております。

国民年金制度を通じての所得再配分によりまして、国民生活の不均衡が相当程度是正され、これによって継続的な有効需要が確保されることによつて、諸産業の振興安定に資するところ大なるものがあると考へられます。このことは、雇用の増大と安定を招来するものであります。これによつて、

完全な所得保障によつて不完全就労が減少し、労働力率が低下するといふ好ましい効果の面を加へまして、完全雇用への道を進めるものと信じます。さらに、十分な年金制度は、雇用労働力の新陳代謝を促進し、鉱工業生産力を増大せしめるとともに、農業、中小企業の経営権を若き世代に移すことによつて、その近代化への原動力と相なります。以上のごとき、完全な国民年金制度は、所得能力の少ない国民に完全な所得保障をすることによつて、国家がその責任を果すという本来の効果のほか、現代が国における内政上の重要課題のほとんどすべてに解決の道を進める制度であると断言しても、あえて過言ではあるまいと存じます。

以上の観点から、りっぱな国民年金制度を作り上げること決心したわけでありまして、現在の国家財政、個人経済の状態から、そのことの実現のため多大の工夫を必要といたしました。その結果、国民年金には積立金方式のほかに賦課方式を取り入れることに踏み切つたわけでありまして、現在、年金を必要とする人々に無拠出年金を支給し、現在生産年齢にある人々の年金を完全積立金方式とすれば、現在のゼネレーションが二重負担になり、年金のための負担は限界に達します。この障壁を乗り越へるために、われわれは、われわれの親たちに親孝行をする、そのかわり、その分だけ子供たちに親孝行をしてもらふという考へ方で、一部賦課方式を採用して、この困難を乗り越へることにいたしました。そのほか、収入の多い者に年金税を多く負担させること、累進課税で徴収する分の多い一般財源からできるだけ多くの国

庫支出をすること等に踏み切つて、この法案ができたわけでありまして。以下、膨大な内容を、要点を抽出して御説明いたします。存じます。

本法案は、大分けにいたしました。特別国民年金と普通国民年金の二つの部分で構成されております。特別国民年金は、現在直ちに年金を必要とする老人、母子家庭、身体障害者に対して、無拠出年金、すなわち、一切の掛金、負担金なしに年金を支給して、これらの人々の生活を援助する制度であります。普通国民年金は、現在の青壮年、さらに以後続く国民に対して、拠出、すなわち国民が年金税を納入して特別会計に積み立てる資金と、一般財政より賦課方式による大幅な国庫負担金とをもつて、その老齢障害あるいは遺族に対する完全な所得保障をする制度であります。

まず最初に、特別国民年金の方から御説明いたしますと、これは、さらに養老年金、母子年金、身体障害者年金の三制度に分れております。

養老年金は、本人の年取十三万円以下に支給されるものでありまして、六十才から支給を開始するものであり、六十五才から倍額にして、自後一生生涯、毎年同額を支給いたしますこととしております。年取十八万円未満の家庭の老人には、その金額は六十五才以後に、年二万四千円になり、従つて、老夫婦の場合には、毎年四万八千円を支給することに相なります。年取十八万円から三十六万円の家庭は、右の半額が支給されるわけでありまして、母子年金は、二十才未満の子女を有する母子世帯に対するものでありまして、年取十二万円未満の母子家庭に年

額三万六千円を支給し、子女が二名以上の場合は、第二子から一名につき年額七千二百円の加算をいたすことになつております。年取十二万円以上十八万円未満の母子家庭は、基本額、加算額ともにそれぞれ半額を支給することと相なつております。なお、配偶者のない祖母、姉等が子女を保育する場合も支給することといたしてしております。

身体障害者年金は、廃疾の程度によつて支給金額が異なつており、年取十二万円未満の身体障害者に対し、一級の場合は年額四万八千円、二級の場合は年額三万六千円、三級の場合は年額二万四千円を支給し、配偶者並びに子女に關しては、その加算は、等級にかかわらず家族一名につき年七千二百円ずつ支給することに相なつております。年取十二万円ないし十八万円の世帯の身体障害者に対しては、基本額、加算額ともに、おのおの半額を支給することといたしてしております。

以上、養老、母子、身体障害者の三年金、すなわち特別国民年金の制度の全般を通じて申し上げておくべきことは、まず、三年金とも、収入により給付を制限いたしておりますが、最初に適用されなくても、後に本人または世帯の収入が不幸にして減少した場合は、その時から適用されるわけでありまして、その意味で全国民のものといふことができると思へております。

次に、この三年金は、全然税金の対象にいたしておりませんので、以上の年金が完全に全額対象者の手に入ることにになり、また生活保護と完全併給とすることといたしてしておりますので、

生活保護を受ける方々は、扶助と年金の両方とも全額支給されることに相なるのであります。

さらに、三年金に關して世帯収入の境目において不均衡が起らないよう、細目の規定をいたしてあります。すなわち、所得三十六万円の世帯の老人が一万二千円の年金を受けた場合、その世帯は三十七万二千円の総収入に相なるわけでありまして、それでは所得が三十六万円をわずかにこえる老人世帯の方が総所得が少くなることに相なりますので、それを避けますため、総所得三十七万二千円に達するまでは世帯所得三十六万円をこえても年金を支給することといたしてしております。三年金のすべての境目に同様の配慮をいたしてあるわけでありまして、従つて、言いかえれば、本法案によれば、養老は所得三十七万二千円、母子は所得十九万八千円、身体障害者年金は所得二十万四千円未満の世帯の対象者まで支給されることに相なるわけでありまして。

以上で特別国民年金の説明を終り、次に、将来に備へる根本的な普通国民年金について申し上げます。

この制度は、一般国民年金と労働者年金に大別され、それぞれ老齢年金、障害年金、遺族年金の給付がおります。主として老齢年金給付につき御説明申し上げますこととし、まず一般国民年金より御説明申し上げます。

この制度は、農漁民、商工業者、医師、弁護士等のすべての自営業者と、労働者の家庭も含めた全家庭の主婦等、すべての無職者に適用されるものであり、言いかえれば、労働者本人以外の全国民が対象となるのでありま

す。年金額は全部一律で、六十才から、一名につき、本制度が完成された

て明らかにいたしておきたいと存じます。

に相なります。従つて、将来賃金水準が上つた場合には、この平均額は上昇をいたします。

ますると、完成時には大体五割程度となり、一般国民年金と実質上同程度のものと相なるわけでありませう。その

給、国家公務員、地方公務員、公共企業体等共済組合等は、新規採用者より労働者年金を適用することに相なっております。

六万八千円に相なるわけでありませう。この場合、もし本人が六十才より早く、あるいはおそくから支給を受けた

と同等、二級はその四分の三、三級は二分の一に相当する額を支給することにしたしております。

労働者年金税法に規定されている労働者年金額は、もちろん標準報酬の高低に従つて定められております。一般国民年金の場合より年金額が多いのでありますから、年金額は当然高額に相なりますが、この場合、使用者が半分以上負担することに相なっておりますので、労働者負担はあまり多く

他、繰り上げ減額年金、繰り下げ増額年金制度、非課税年金及び年金税のスライド、免税、また廃疾、遺族給付については、一般国民年金と同様の内容あるいは仕組みに相なっております。

施行期日は昭和三十四年四月一日、年金の支払い開始及び年金税の徴取開始は同年十月一日からであります。国民年金法施行に要する一般会計計りの経費は、平年計算にいたしましたので、その第一年度約一千二百十三億円であります。そのうち養老年金約七百九十八億円、母子年金約三百六十六億円、身体障害者年金約四十五億円、国民年金税減免補てん分約四十四億円、労働者年金の国家公務員並びに地方公務員に対する国の直接同接の負担額、これは二十才以上の新規採用者分のみであります。約一億円、年金支払いに要する事務費約八億円と相なっております。

五割を一般財源より負担し、支払いの年に特別会計に払い込みます。また別に、特別会計で積み立てておくため、対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才より五十四才までの三十五年間でありませう。

以上で特に申し上げておかなければならないことは、年金については課税の対象としないこと、並びに年金額がスライド、すなわち物価変動に応じて改定されることでありませう。この場合、一般国民年金税もスライドされることは当然であります。

この労働者年金の特徴は、異なる事業所間はもちろん、農林漁業、商業、家庭婦人等、一般国民との間にも完全通算をすることでありませう。基

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定いたしておるわけでありませう。既得権、期待権の尊重に十分な配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変更人、あるいは途中転職者の利益を完全に保護することにいたしました。

制度の上では、厚生年金保険、船員保険の年金部分、農協役員共済年金等は、直ちに労働者年金へ統合、恩

国は、この八万四千円の年金給付の五割を一般財源より負担し、支払いの年に特別会計に払い込みます。また別に、特別会計で積み立てておくため、対象者の属する世帯より一般国民年金税を徴収いたします。拠出期間は二十才より五十四才までの三十五年間でありませう。

次に、労働者年金について申し上げます。本制度は、あらゆる職種の労働者本人に適用されるものであつて、五人未満の事業所の労働者、日雇い労働者、山林労働者等にも適用されます。老齢年金は六十才から支給されることが原則でございますが、炭鉱労働者、船員、機関車労働者等は五十五才開始といたしてありますことは、現行厚生年金保険と同様でございます。老齢年金額は、制度が完成した場合、一般国民年金と同額の八万四千円を基本額とし、それに標準報酬額に比例した金額が付けられます。その金額は、現在の賃金水準で平均年六万三千円になる計算であります。合計平均年十四万七千円

この労働者年金の特徴は、異なる事業所間はもちろん、農林漁業、商業、家庭婦人等、一般国民との間にも完全通算をすることでありませう。基

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定いたしておるわけでありませう。既得権、期待権の尊重に十分な配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変更人、あるいは途中転職者の利益を完全に保護することにいたしました。

制度の上では、厚生年金保険、船員保険の年金部分、農協役員共済年金等は、直ちに労働者年金へ統合、恩

りませう。税率は、一般国民年金税法第十條に規定してございませうが、大体一名平均月百六十六円に相なる計算でございます。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、資産別二という割合で徴収することに

なつておりますので、収入の少ない人はすいぶん安く見える見込みであり、さらに納入困難あるいは不能の人については、減額あるいは免除をすることにしたしております。何回減免を受けたい人にも、年金を支給すべき際には、無条件で、他の人と同じ年金を支給するという、社会保障に徹底した考え方に立つておりますことを、重ね

この労働者年金の特徴は、異なる事業所間はもちろん、農林漁業、商業、家庭婦人等、一般国民との間にも完全通算をすることでありませう。基

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定いたしておるわけでありませう。既得権、期待権の尊重に十分な配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変更人、あるいは途中転職者の利益を完全に保護することにいたしました。

制度の上では、厚生年金保険、船員保険の年金部分、農協役員共済年金等は、直ちに労働者年金へ統合、恩

りませう。税率は、一般国民年金税法第十條に規定してございませうが、大体一名平均月百六十六円に相なる計算でございます。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、資産別二という割合で徴収することに

なつておりますので、収入の少ない人はすいぶん安く見える見込みであり、さらに納入困難あるいは不能の人については、減額あるいは免除をすることにしたしております。何回減免を受けたい人にも、年金を支給すべき際には、無条件で、他の人と同じ年金を支給するという、社会保障に徹底した考え方に立つておりますことを、重ね

この労働者年金の特徴は、異なる事業所間はもちろん、農林漁業、商業、家庭婦人等、一般国民との間にも完全通算をすることでありませう。基

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定いたしておるわけでありませう。既得権、期待権の尊重に十分な配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変更人、あるいは途中転職者の利益を完全に保護することにいたしました。

制度の上では、厚生年金保険、船員保険の年金部分、農協役員共済年金等は、直ちに労働者年金へ統合、恩

りませう。税率は、一般国民年金税法第十條に規定してございませうが、大体一名平均月百六十六円に相なる計算でございます。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、資産別二という割合で徴収することに

なつておりますので、収入の少ない人はすいぶん安く見える見込みであり、さらに納入困難あるいは不能の人については、減額あるいは免除をすることにしたしております。何回減免を受けたい人にも、年金を支給すべき際には、無条件で、他の人と同じ年金を支給するという、社会保障に徹底した考え方に立つておりますことを、重ね

この労働者年金の特徴は、異なる事業所間はもちろん、農林漁業、商業、家庭婦人等、一般国民との間にも完全通算をすることでありませう。基

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定いたしておるわけでありませう。既得権、期待権の尊重に十分な配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変更人、あるいは途中転職者の利益を完全に保護することにいたしました。

制度の上では、厚生年金保険、船員保険の年金部分、農協役員共済年金等は、直ちに労働者年金へ統合、恩

りませう。税率は、一般国民年金税法第十條に規定してございませうが、大体一名平均月百六十六円に相なる計算でございます。国民健康保険税の場合と似た方法で、均等割五、所得割三、資産別二という割合で徴収することに

なつておりますので、収入の少ない人はすいぶん安く見える見込みであり、さらに納入困難あるいは不能の人については、減額あるいは免除をすることにしたしております。何回減免を受けたい人にも、年金を支給すべき際には、無条件で、他の人と同じ年金を支給するという、社会保障に徹底した考え方に立つておりますことを、重ね

この労働者年金の特徴は、異なる事業所間はもちろん、農林漁業、商業、家庭婦人等、一般国民との間にも完全通算をすることでありませう。基

以上が本国民年金制度の内容の大綱であります。実施に當つての既存年金との関係は、国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整に関する法律案に規定いたしておるわけでありませう。既得権、期待権の尊重に十分な配慮を払うとともに、完全なる持ち分移管方式を採用して、途中で制度が変更人、あるいは途中転職者の利益を完全に保護することにいたしました。

制度の上では、厚生年金保険、船員保険の年金部分、農協役員共済年金等は、直ちに労働者年金へ統合、恩

時、すなわち三十五年度には年約四千二百億円に相なるものと推定せられま

するが、それ以上は増加を停止し、平準化するものと推定されます。このことに対して、私たちは心配はないものと考えております。その理由は、わが国の経済が逐年拡大し、国家財政もまたそれに従って拡大するからであります。さらに、最も控え目に考えましても、明治以後のわが国の平均経済成長率である四％と同率をもって今後の経済が拡大するものとすれば、三十四年度には日本経済は四倍に相なります。

同じ率以上で財政が拡大し得るものであることは当然であります。これらも少な目に見て同率と見まして、五兆六千億という仮定が成り立つわけでありませぬ。そのうち、実際には四割が減税に回されたといつても、なお、三兆三千億以上の財政規模に相なるわけでありまして、そのうち四千二百億程度の支出は、この制度が全國民に對する完全なものであります。以上は、國民も双手をあげて賛意を表されるものであると固く信ずるものでござります。(拍手)

以上で本法案の説明を終るわけでありませぬが、社会保障並びに國民年金に對する政府の態度について一言言及しておきたいと存じます。当然もつと早く取り上げられなければならない年金制度について、政府が本年からやつと取り組み始めたことはまずまずとい

しまして、医療保障、失業対策、生活保護、諸福祉対策等、他の社会保障部分は、停頓あるいは実質上後退をいたして、失業保険法の改悪まで行おうとしている現状は、強く指弾されなければならぬと存じます。政府が宣傳これ努めております年金制度について見ても、その内容はきわめて不十分であり、また、社会保障の理念が貫かれておりませぬ。基本的な拠出制度において労働者が放置され、厚生年金の改正案においても国庫負担が据え置きになっていくことは、年金を特に必要とする労働者の立場を全く無視したものであり、労働者の配偶者に國民年金を強制適用しないことは、男女同権の立場を忘れ去つた態度であります。完成時の年金が月三千五百円以下、しかも、物価変動によるスライドの明確な保証がないものでは、憲法第二十五条に規定する、健康で文化的な最低生活とはほど遠いものであります。さらには、九年以下しか拠出できないという内容には、減額年金の適用すらないという内容に、年金を最も必要とする階層を年金から締め出すものであります。これを要約いたしますと、制度統合の熱意は全く見られず、内容も範圍も國民年金法の名に値しない不十分なものであり、組み立ては社会保険主義に墮して切つて、社会保障とはおよそ縁遠い制度であります。三種の援護年金は、無拠出年金とは言い切ることのできな

いまいいな制度であり、その内容は、拠出年金以上に魅力の少ないものであります。養老援護年金七十才開始では、六十九才までに死亡される老人にとつては、この制度は絵にかいた「もち」であります。母子世帯に月一千円、一級障害者に月一千五百円の援護年金では、全く涙金にひとしいものであります。二級、三級の障害者、さらに内科障害の場合には、一級の人にさえも一文も支給しないなどというところは、全くあきれ返つて話になりませぬ。さらに、その制度の最大の欠点は、生活保護と併給の制度がとられていないことでありませぬ。これでは、最も気の毒な老人、未亡人、身体障害者には、実際上援護年金の制度は何らの役にも立たないことに相なるわけでありませぬ。

以上のように、政府案の内容は、よく検討して見ますと、これでも國民年金のつもりか、(討論しやないぞ)「趣旨説明をやれ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)これが社会保障かと、声を大にして批判しないわけに参らないのであります。討論ではございませぬので、これ以上の論評を避けることにいたしますが、このよう

な態度の政府に對して國民が真相を理解したならば、当然手きびしい批判が起るものと信ずるものでござります。(拍手)政府がこの点を猛省されて、わが党のごとく、社会保障に徹底した態度をとられることを強く要求すると

もに、参議院の皆様方が、広やかなお気持ちをもって、わが党提出の五法案を建設的に御審議の上、衆議院より回付の暁には、すみやかに御決賜わりませう、心から御要望申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。小柳勇君。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案になりました社会党の國民年金法案、同施行法及び調整に關する法律案、一般、労働者二年金税法案及び年金特別会計法案、以上五つの法案について、若干の質問をいたしたいと存する次第でござります。

社会党の國民年金に關する法律案は、昭和三十一年六月、本院において憲老年金法案が提案され、さらに第二十八国会以来、國民年金法案と銘打つて、今日まで引き続き提案されてきたのであります。今回政府案が提案されるに及び、ここに政府手党と社会党の國民年金法案とが対決するに至つたのであります。社会保障の中核である医療保障制度と並び、その一大支柱をなす國民年金法案が提案されたことは、まことに意義深いものがあると思ひます。この重要法案に對して、私は政府案と社会党案とを比較しながら、社会党案の基本的な考え方に

ついてお伺いいたしたいと存する次第でござります。

今日、國民年金制度創設に當りまして、最も重要な課題は、全國民をその適用対象とすることでありませぬ。政府案によりませぬれば、現行公的年金制度を適用いたしておりますものを除外しておるのであります。社会党案では、どのように考えておられるか、お伺いいたしたいのであります。現行公的年金制度の欠陥は、いろいろあげることができるのであります。併立して、制度間に通算あるいは調整が行われていないことでもあります。たとえば、同じ公務員であっても、雇の場合には国家公務員共済組合法が適用になり、公務員になれば恩給法が適用される。全く別個の制度が同一の人に對して適用されるという、ばかげたことが行われております。こうした現行制度の不合理な点は、國民年金制度が創設されるこの契機に清算されなければならないと考へるのであります。また同時に、本法案と現行制度との通算調整がはからなければならないと考へるのであります。しかるに政府案は、一般國民だけを対象とし、しかも現行制度との通算調整が考へられていないというこ

とは、國民年金制度の意義が半減したといつただけではなく、現行制度の欠陥をもう一つ付け加えたといつことすら考へると思ひますが、この点

をもう一つ付け加えたといつことすら考へると思ひますが、この点

昭和三十四年二月十三日 参議院會議録第十二号 國民年金法案(衆第一七号)、一般國民年金税法案、労働者年金税法案、國民年金特別会計法案及び國民年金法の施行



に高いとかいふ人にとつてみれば、部分的にマイナスになる部分もございませぬので、そういう部分はやはり既得権を尊重しなければいけませんので、このような官公労関係に勤めた方については、現行制度を今まで通り適用しておいて、新しくその制度にお入りになる人から、社会党の労働者年金の法律、これを適用して参れば、その間にございたが起らない、その間に非常に不利をこうむる人も起らないと考えているわけでありませぬ。そういうところに、社会党の方では、労働者の配偶者が一般国民年金の適用を受けまして八万四千円、それだけふえますので、これを加えましたならば、ほんとうは全部一緒にしても一つも損はないわけでありませぬが、これは別にいたしまして、労働者本人の方の既得権もそういうことで護衛をいたしておるわけでございます。そういうことでございませぬが、現在恩給や、公共企業体におられる方が、もし勤めをやめられまして、一般国民になられましたときには、その途中でやめられても損がないように、その方の完全な持ち分を計算いたしましたして、その原資をもつて一般国民年金に入る。だから、そのときから入つても、すでに何年間か一般国民年金に入つたものとして計算されて、たぐさんの年金がそこから入つてくるといふふうに調整するようになってくるわけでございます。それから恩給や公

共企業体の間でしばらく残つておる、その間に職場を転換された場合も、そのように完全な御自分の持ち分を持つて他の制度にいり、それで途中で変つたが損はないというふうな通算方式を考えておるわけでありませぬ。

次に、積立金方式と賦課方式の点についてお尋ねがございまして、三番目に拠出と無拠出の点についてお尋ねがございまして、大へん恐縮でございますが、関連がございまして、一括してお答えをさせていただきます。思いませぬ。

拠出、無拠出の点でございますが、私の考えでは、年金制度というものは、でき得れば完全に全部無拠出であることが理想であらうかと思ひます。ほんとうに、でき得れば完全に全部無拠出で、その金額は高額であることが、こゝろいふような国民年金制度としては第一に考えられる点であらうと思ひます。ところが、そういうことが前

から行われておらなかつたので、現在としては非常にむずかしいという状態にありませぬ。ですから、無拠出にするとなりますと、一般財源から全部出さなければならぬので、減税をやめるなり、一部増税をするなりということをせしめると、何千億という金が出て参りませぬ。そうならば、今税金を負けてほしいという考え方の多い国民の方々の状態を考えると、やつてもいいが、それじゃ少ししておけといふ

ことでもつて、うまく参らないということになるわけでございます。そういう状態で、今度よい年金を作るには、自分の年取つた後のことを用意するのだからという概念を入れませぬと、そういうことは、いそいそとして、ほかの貯金のかわりにそれを積み立てておく、それを払い込んでおくという気持ちが国民の方々にございませぬ。そういう状態において、国民拠出制度という、本人自身も責任を持つという要素を入れますと、年金制度が高い十分なものができるといふことになって参りませぬ。そういうことで、現在の段階において、私どもも、あるいは政府といたされても、あるいは審議会において

も、現在の段階においては拠出制が一番いいという結論が出ておるわけでございます。ところが、拠出制が一番いいと考へましても、現在まで拠出制に入らなかつた人たちのために無拠出年金が絶対に必要であるといふことは、だれも否定できないわけでございます。ですから、過渡的な無拠出年金制度は、年金を考へる以上は絶対に必要だといふことになるわけでありませぬ。私どもは、無拠出制度は過渡的だけいい。それで国民年金制度は拠出制の方をとつていふので、それを完全にすれば、ある一定の年限を経れば無拠出年金制度は要らなくなるかと私どもは考へておられます。これは私どもの考へておる拠出年金制度が完全であるか

らであります。全部の国民が対象になり、そうして保険税がかけられなくとも保険年金がもらえるという態勢を作つてありますので、無拠出年金は、拠出年金が完成したら要らないわけでありませぬ。ところが、政府の方は、拠出年金の方はその程度まで達しておられませぬし、そうして払い込んでない人はもらえないといふ要件の場所もあり、九年以下の場合にはもらえない、五年以下の場合には保険料も返つてこないといふ場所がありますから、こゝろいふものを補てんするため、無拠出年金は、過渡的なだけではない、その拠出年金が必要になります。そういう考へ方が社会保障制度審議会の考へ方でございます。ところが、その穴を埋めるための過渡的な無拠出年金以外に、拠出年金の足りない部分を埋めるための無拠出年金を社会保障制度審議会が答申をいたしておられる。ところが、その無拠出年金部分を援護年金として、完全な無拠出ではない、ちよつともかけなければならぬといふふうにしてしまつたために、非常にさういふ問題がうましくいつていないと私どもは考へます。そういう意味で私どもは、完全な拠出制を私どもの案のようにこれをきめていただきましたならば、無拠出といふものは過渡的だけよろしいという観点に立つておるわけでありませぬ。

次に、賦課方式と積立金方式でございますが、これは一般の賦課方式と積立金方式でございますが、積立金方式の方がいいのではないかと考へ方が一般にございませぬ。それは、保険会社とか、そういうところの数理、経理を担当しておられた方が、責任準備金といふようなものをちゃんと置いておかないと、あとで困つたことになるといふ、非常に素朴、端的な考へ方から発展されたものではないかと思ふわけでありませぬ。ところが、普通の保険会社であれば、その保険会社があとで、途中で閉鎖をするというふうな場合に、積立金がないと、とんでもない困ることになりますけれども、日本という社会、日本という国、これが将来、国際連合か、あるいは世界連邦に発展することはあり得ても、とにかく日本といふこの共同体が途中でなくなるといふことにはない、積立金をきちんとしておかないと、途中で閉鎖したときに困るといふような考へ方とは違つた考へ方をしなければならぬと考へておられます。で、実は私どもが賦課方式を半分取り入れましたことは、年金制度をりっぱなものにしたからであります。といふのは、年金というものが、私どもの無拠出年金というものが、私どもの無拠出年金といふものが必要である、今の時代に必要である人のために、私どもは年金を一般財源から払わなければならない。そうして、私どもが将来のために私どもの金

ことでもつて、うまく参らないということになるわけでございます。そういう状態で、今度よい年金を作るには、自分の年取つた後のことを用意するのだからという概念を入れませぬと、そういうことは、いそいそとして、ほかの貯金のかわりにそれを積み立てておく、それを払い込んでおくという気持ちが国民の方々にございませぬ。そういう状態において、国民拠出制度という、本人自身も責任を持つという要素を入れますと、年金制度が高い十分なものができるといふことになって参りませぬ。そういうことで、現在の段階において、私どもも、あるいは政府といたされても、あるいは審議会において

も、現在の段階においては拠出制が一番いいという結論が出ておるわけでございます。ところが、拠出制が一番いいと考へましても、現在まで拠出制に入らなかつた人たちのために無拠出年金が絶対に必要であるといふことは、だれも否定できないわけでございます。ですから、過渡的な無拠出年金制度は、年金を考へる以上は絶対に必要だといふことになるわけでありませぬ。私どもは、無拠出制度は過渡的だけいい。それで国民年金制度は拠出制の方をとつていふので、それを完全にすれば、ある一定の年限を経れば無拠出年金制度は要らなくなるかと私どもは考へておられます。これは私どもの考へておる拠出年金制度が完全であるか

らであります。全部の国民が対象になり、そうして保険税がかけられなくとも保険年金がもらえるという態勢を作つてありますので、無拠出年金は、拠出年金が完成したら要らないわけでありませぬ。ところが、政府の方は、拠出年金の方はその程度まで達しておられませぬし、そうして払い込んでない人はもらえないといふ要件の場所もあり、九年以下の場合にはもらえない、五年以下の場合には保険料も返つてこないといふ場所がありますから、こゝろいふものを補てんするため、無拠出年金は、過渡的なだけではない、その拠出年金が必要になります。そういう考へ方が社会保障制度審議会の考へ方でございます。ところが、その穴を埋めるための過渡的な無拠出年金以外に、拠出年金の足りない部分を埋めるための無拠出年金を社会保障制度審議会が答申をいたしておられる。ところが、その無拠出年金部分を援護年金として、完全な無拠出ではない、ちよつともかけなければならぬといふふうにしてしまつたために、非常にさういふ問題がうましくいつていないと私どもは考へます。そういう意味で私どもは、完全な拠出制を私どもの案のようにこれをきめていただきましたならば、無拠出といふものは過渡的だけよろしいという観点に立つておるわけでありませぬ。

だけで積み立てておいて準備をしなければならなかったら、今の生産年齢人口の人が両方とも用意をしなければならぬということ、非常に無理が起つて、お年寄りに親孝行をしますと、私も用意はしますけれども、なかなかむずかしいから、それは半分にしておきましょうというよりな事になって、年金が小さくなります。ですから、そういうことではなしに、完全に踏み切つて、私どもは親たちに完全に全部親孝行をする。税金からいたものを全部差し上げる。私どもは全部子供たちに親孝行をしてもらう、という完全な踏み切り方をすれば、年金額は、社会党案よりもっと多くなるわけでありますが、そこまでは今の状態から一歩にはね飛ばせませんので、結局、半分だけ賦課方式をとり、半分だけ積立金方式をとつたわけでありませぬ。半分とつた分は、五割の方の国庫負担の方を賦課方式で、年金支払いの必要が起つたときに、その金額を一般財源から調達する。それから年金税の方のものは積み立てておいて半分用意する、というよりな考え方に立っているわけでありませぬ。

次に、社会保障か社会保険かという考え方でございませぬが、(「簡単に」と呼ぶ者あり)「できるだけ簡単に御答弁いたします。社会保障か社会保険かという考え方、私どもとしては、社会保障の考え方のほうは、所得が少い、所

得能力が少い人は、所得がないのであるから、所得保障をしなければならぬ。そういう人には、年金税であらうが、保険料であらうが、そういう負担がかけられるまいが、かけておろうが、そういうことにかかわりなしに、必要な人に必要な所得保障をするということが、社会保障に徹底した考え方であらうと思ひます。社会保険の方は、払つたものに見合つたものをたくさんもらうとか、そういう形式になっておられます。そういう社会保険的な形式であれば、これは保険会社を幾分合理的にして、幾分の国庫負担を入れて国家保障にしたというにすぎないのであつて、ほんとうの社会保障ではないと考へます。その問題をもつと、簡単ではございませぬが、具体的に申し上げますと、私どもの国庫負担の方は一般財政からとりませぬので、これは累進課税であります。ですから、貧しい人の場合にはそうとられなくて、非常に余裕のある人からたくさんいただいた金が一般財政に回つて、これが半分の国庫負担になるというのが第一点。それから、その次の年金税の点であります。労働者年金税の方は賃金比例でありますから、非常に目の当る産業の、高給の賃金の人に少しよけい出してもらひ、低賃金労働者は少しでもいいといふことになりませぬ。それから、一般国民の方は均等割、所得割、資産割でございませぬから、資産も少い、収入も

少い人は、所得割だけになつて、平均百六十六円と申しましたけれども、そういう方々の場合には九十円にしかならぬといふことになるわけでありませぬ。それが税金の組み立て方でありませぬが、そのほかに減額をする。減額は、一割減額から二割、三割と続いて、九割まで減額するわけでありませぬ。一番の減額を受けた人は保険税が月にたつたの九円になるわけでありませぬ。そこまで下る人がある。それから先は完全に免除になる。そういう形ができておられます。そういうよりな完全に免除された人、それが三十五年間完全に一回も払わない、全部免除されても、六十才になりましければ、日本国民である以上は八万四千円を完全にもらえる、こういうことが社会保障であります。保険税を払わなければ年金をもらえないならば、生命保険会社を合理化しただけで、社会保険株式会社を政府が作つたよになるわけでありませぬ。次に七千円の根拠であります。七千円の根拠は、私どもは完全な根拠とは言い得ませぬ。健康で文化的な最低生活といふものについては、文化が進んで参りますのでだんだんと異同が参ります。そういう点で、ほんとうはこれが一万円でも二万円でも三万円でもいいわけでありませぬ。そういうふうにしたわけでありませぬが、やはり一般財源から、国民の年金税負担があれだけ工夫をこらしてもあの限度しかいけませんので、それと合せた金額にし

たわけでありませぬ。また一方、日本社会党の主張いたしております最低賃金八千円に見合つたものであります。最低賃金八千円というものは若い労働者でございませぬから、この労働者が労働力の再生産をする必要がありませぬけれども、高齢者や身体障害者の場合にはその程度が少し減りますので、そういうことで七千円ということにいたしましたわけでありませぬ。

次に六十才、六十五才、どつちがいかに問題であります。私どもは断じて六十才がいいと考へております。六十五才を政府はとられた。あるいはいろいろの答弁にも、たとえば外国の例で六十五才もあるではないかという御意見もあり、そういうよりな学者の方の御意見もないことはありませぬ。しかしながら、それはそういうことは考へずに、ほんとうに考え抜くと、六十才がいいのではないかと、うのは、たとえば諸外国の制度で六十才といふことをとりましても、その諸外国の社会保障制度を始めたのはすでに十年も二十年も前でありませぬ。現在の産業構造は諸外国は知つておりませぬでした。そういうことで、六十五才といふことも一つの要素になつております。ところが現在の産業の状態を見ますと、日本の産業も、世界じゅうもそうでございませぬが、オートメーション化があらゆるところで進んでおります。工業部門だけなしに、農業

部門でも進んでおる。そうなれば、生産は上るけれども、そういうことでお年寄りの人が早く楽隠居をしていただかなければ、若い生産年齢人口が就職しにくい。また若い人が少し働くだけで国民全部が十分に食べていけるという時代がくるわけでありませぬ。そういう要素も考へますと、三十五年後の目標に今から六十五というよりなことでは、とんでもない手直しを途中でやらなければならぬ。六十にすべきであらうと考へております。なお六十でもないけないという考へ方がある。というのは、今の年金制度で厚生年金保険では五十五才の支給を受けておられる方もありますし、また公共企業体の年金でも五十五才の退職年金の開始であります。そういうことを考へまして、私どもとしては六十才開始が原則でございませぬけれども、しかしながら、本人の希望によつて五十五才からでも開始し得る。あるいは六十五才までも延期し得る。五十五才から始まつた者は、数理計算をいたしまして、もちろん五年早くもらうための金利計算による減額、あるいはその間、長年たくさんもらえるための減額、そういうことをいたしましたものをやるわけでありませぬ。したが、そういうことで、こういうことを調整しておるわけでありませぬ。

最後に国民年金の社会保障に対する位置についての小柳先生からの御質問がございました。社会保障は、簡単に

部門でも進んでおる。そうなれば、生産は上るけれども、そういうことでお年寄りの人が早く楽隠居をしていただかなければ、若い生産年齢人口が就職しにくい。また若い人が少し働くだけで国民全部が十分に食べていけるという時代がくるわけでありませぬ。そういう要素も考へますと、三十五年後の目標に今から六十五というよりなことでは、とんでもない手直しを途中でやらなければならぬ。六十にすべきであらうと考へております。なお六十でもないけないという考へ方がある。というのは、今の年金制度で厚生年金保険では五十五才の支給を受けておられる方もありますし、また公共企業体の年金でも五十五才の退職年金の開始であります。そういうことを考へまして、私どもとしては六十才開始が原則でございませぬけれども、しかしながら、本人の希望によつて五十五才からでも開始し得る。あるいは六十五才までも延期し得る。五十五才から始まつた者は、数理計算をいたしまして、もちろん五年早くもらうための金利計算による減額、あるいはその間、長年たくさんもらえるための減額、そういうことをいたしましたものをやるわけでありませぬ。したが、そういうことで、こういうことを調整しておるわけでありませぬ。

最後に国民年金の社会保障に対する位置についての小柳先生からの御質問がございました。社会保障は、簡単に

申し上げますれば、救貧部門と防貧部

の目標は、防貧対策を完全にして、救貧対策が必要のない状態にまでいかなければならない。そのためには完全な国民年金をしておきませんと、そのいう意味はなさないので、いつまでも救貧対策が必要になると思います。そういう意味で、完全な国民年金を作る必要がございませぬけれども、しかし、現在の完全な国民年金ではなしに、不完全な国民年金をよろよろつと発足をして、現在必要な非常に貧困な人の救貧対策を置き去りにするといふようなことは、断じてしてはならないと思ひます。日本社会党では救貧対策をやる。それから医療保障対策をやる。失業対策をやる。全部やるのです。全部やるのに並行して、国民年金は三十五年もかかるものであるから、今からスタートを切っておこうというよりなわけで、順序といたしましたならば、はつきり言いましたならば、救貧対策が一番先行すべき順序である。医療保障対策が次に来るべき順序である。もうと思ひますけれども、わが党はそんなにのろのろしておりませんので、全部を同時にスタートさせて、全部の社会保障制度を完成して、国民の方々に健康で文化的な生活を楽しんでいただきたいと考えております。

○議長(松野鶴平君) 竹中恒夫君。

(竹中恒夫君登壇、拍手)

○竹中恒夫君 無所属クラブを代表いたします。以下二、三点についてお伺いしたいと存じます。

総括的に申しまして、政府案が社会的に立脚しているのに対して、一步突進して社会政策的な見地から立案され、従って福祉国家実現の理想へ一步前進されたものであり、国民の期待にも沿い得る程度のものである点は、大いに敬意を表するものであり、原案のごとき程度のものであることに異論があるわけではございませんが、反面、現在の国力からして、また国家財政のあり方を根本的に大變革を見ざる限り、これが実施に幾多の不安を感じるものであつて、まず第一に御解明願ひたいことは、年金給付が軌道に乗つて千万人程度の受給者への支給が始まりますと、当然年額にして八、九千億円必要であり、その半額を国庫負担として四、五千億円を国が負担することになってくる。もとより経済の成長率、財政の大幅の成長等も詳細に検討されての上のことであると思ひますが、三十年後の国力の評価に希望の観測が多分にあるとすれば、はなはだ危険なことであり、野党の立場からして気楽な気持ちで理想案を考えればいいのだといふことでは、はなはだ困ると存するのでござい

ます。以上の見地からして、財政的に見て実現可能の自信と計数的の根拠があれば、大まかでけっこうでございますが、御説明を願ひたいと思ひわけでございます。

第二の質問は、無拠出年金についての所得制限が政府案よりもきびしいこととでございます。社会党案としては、同一世帯に三十六万円の収入があれば支給しないことになっており、政府案は五十万円になっております。国民年金の本質から言つても、また一世帯の所得が三十六万円に足れりとしての所得制限がなされたことについても、私は、はなはだ疑問を抱くものであります。国民の標準的な所得は五十万円程度であるべきだとの建前がいひのではありませんか。この点、所得制限と年金の意義についてのお考えを承りたい。

第三は、労働者と、一般自営者、自由業者並びに家族従事者との二本建になつて、労働者年金と一般年金とに分けられておりますが、もとより保険税額に両者の間には相違はございませぬので、必然的な受給額にも高低ができて参ります。率直に言つて、国民年金という土俵で労働者と一般国民との間に相違した考え方をすることは、いささか年金の意義を忘却したものでありはしないか。階級政党としての感覚が強く打ち出されておるようによい考えられるわけでございます。大企業傘下にある労働者の諸条件に比し

て、低所得の多い農民、漁民を初め、自営業者こそ、より一そう老後が不安定であり、年金の必要度が強いと思われまふ。社会党としては、いろいろ理論的に、あるいは計数的に、合理的な理由があつて、原案が作成されたことと

思ひますが、御説明を承りたいのでございませぬが、皮相な観測での国民の受ける感じは、率直に申しまして、何か労働者優先と感ぜられ、何だか特殊な立場に労働者を置いて立案された感じがいたされるのでございまして、この点、誤解があれば別でございますが、社会党のために惜しむところであると存するわけでございます。

なお、労働諸条件の改善方につきましては、年金とは別個に考えるべきであり、そうした点においてこの原案にあるといふことにつきまして、はなはだ残念に思ひわけございまして、こうした点につきましても御解明をいただき、誤解があれば誤解の払拭すること、私は希望いたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。(拍手)

○衆議院議員(八木一男君) 社会党の国民年金法案につきまして、おそろく国民の方々が一番疑問としておられる点を端的にお聞きいただきまして、非常にありがたいと存じます。私といたしましてその点についてお答えをして、

解明をさせていただきますと思ひます。まず最初の御質問は財源の点でございます。財源につきましては、先ほど竹中恒夫先生もおっしゃいましたけれども、さっきのピークのときに四千二百億ということになっております。四千二百億という計数は、これは一千万人

の人数をいたしまして、八万四千円の半額ということが、計算したら出て参るわけでございますが、三兆三

億の財政規模であれば、四千二百億程度は、全国民のものでございませぬか。これは問題にならないと思ひます。竹中先生の御心配は、三兆三千億といふことはできるかといふ点の方にありなると存じます。私、先ほど趣旨説明のときに申し上げましたように、まあその点について非常に大まかに見ておるのじゃなくて、ごくしほつて一番安全度をはかつて計算をいたしております。というの、明治以後の経済伸長率四%で計算いたしておりますけれども、現在の政府の五カ年計画といふのは、六・五%の経済成長率を見込んでおります。昨年度は少し伸長率が悪かつたわけでございますが、もう今度

はそれ以上に回復しておるといふことは、政府当局も言明しておる通りでございます。社会党がもしそのうちに政権をとりたいただく場合には、社会党は計画経済で、現在の自民党の計画よりもっと急速度の拡大計画を持つ

て、低所得の多い農民、漁民を初め、自営業者こそ、より一そう老後が不安定であり、年金の必要度が強いと思われまふ。社会党としては、いろいろ理論的に、あるいは計数的に、合理的な理由があつて、原案が作成されたことと

思ひますが、御説明を承りたいのでございませぬが、皮相な観測での国民の受ける感じは、率直に申しまして、何か労働者優先と感ぜられ、何だか特殊な立場に労働者を置いて立案された感じがいたされるのでございまして、この点、誤解があれば別でございますが、社会党のために惜しむところであると存するわけでございます。

なお、労働諸条件の改善方につきましては、年金とは別個に考えるべきであり、そうした点においてこの原案にあるといふことにつきまして、はなはだ残念に思ひわけございまして、こうした点につきましても御解明をいただき、誤解があれば誤解の払拭すること、私は希望いたします。

以上をもちまして私の質問を終わります。(拍手)

○衆議院議員(八木一男君) 社会党の国民年金法案につきまして、おそろく国民の方々が一番疑問としておられる点を端的にお聞きいただきまして、非常にありがたいと存じます。私といたしましてその点についてお答えをして、

解明をさせていただきますと思ひます。まず最初の御質問は財源の点でございます。財源につきましては、先ほど竹中恒夫先生もおっしゃいましたけれども、さっきのピークのときに四千二百億ということになっております。四千二百億という計数は、これは一千万人

の人数をいたしまして、八万四千円の半額ということが、計算したら出て参るわけでございますが、三兆三億の財政規模であれば、四千二百億程度は、全国民のものでございませぬか。これは問題にならないと思ひます。竹中先生の御心配は、三兆三千億といふことはできるかといふ点の方にありなると存じます。私、先ほど趣旨説明のときに申し上げましたように、まあその点について非常に大まかに見ておるのじゃなくて、ごくしほつて一番安全度をはかつて計算をいたしております。というの、明治以後の経済伸長率四%で計算いたしておりますけれども、現在の政府の五カ年計画といふのは、六・五%の経済成長率を見込んでおります。昨年度は少し伸長率が悪かつたわけでございますが、もう今度

はそれ以上に回復しておるといふことは、政府当局も言明しておる通りでございます。社会党がもしそのうちに政権をとりたいただく場合には、社会党は計画経済で、現在の自民党の計画よりもっと急速度の拡大計画を持つ

て、低所得の多い農民、漁民を初め、自営業者こそ、より一そう老後が不安定であり、年金の必要度が強いと思われまふ。社会党としては、いろいろ理論的に、あるいは計数的に、合理的な理由があつて、原案が作成されたことと

ておるわけでございます。そういうこととで四〇という一六〇で計算してもいいところがございますが、六と四とは大いなる相違がございます。六〇で計算しますと、三十五年後におそらく八倍くらいになると思います。八倍ということとは結局十兆ということになるわけでございます。そういうことをやるにいたしましたも最小限度で見えておりますので、先生の御心配は確かに私どもも十分拝聴しなければいかぬと思うのでございますが、この程度でできるのじゃないかと思つて、今度は、しまいがさうでございますから、スタートの方の財源について申し上げますと、千二百十二億円、事務費を入れますと千二百数十億円になります。その金額がどうかという御疑問があらうと存じます。それについては、現在租税特別措置法のように、いろいろの特別免税の規定もございまして、その中でごく一部の、たとえばお医者様に対する免税であるとか、青色申告の免税であるとか、早場米に対する免税というふうな、勤労階層の免税は別にいたしました、非常にまあ大資本だけが特別免税を受けておる部分が大へん多いわけでございますが、その大資本の特別免税の方を、これをやめるといふことをいたしますと、年間に七百億くらいは出て参ると考えております。この七百億のほかに、年間のこれから後の自然増収分をつぎ込めば大体

見合ひわけでございます。また政府の方でも数年後の六百億の国庫負担を用意しておられますので、どこで政府が財源をお探しになるか存じませんが、それにこれを足せば完全にいくわけでございます。財源がダブるといふお話があると思つて、独自の財源を申し上げますと、防衛支出金をやめれば百七十六億円になる。それから自衛隊の幾分の削減をいたしましたならば、それに当然に見合ひということになるわけでございます。最初の千二百億円でスタートすることによつて、終点は一間はカーブは少し狂いますけれども、大体において年金の支出の金額とカーブとは、少しは狂いますが大体見合ひしております。そういう点で一つ竹中先生も了解を願いたいと思つて、

その次には給付制限の点でございますが、政府案の方が老齢給付について五十万円の所得まで出す、社会党が三十六万円で、この点、社会党の方が少い。給付の制限がきついたのでないか、政府の方が、この点、配慮がよいのではないかと御質問であつたかと思つて、一般的にもそういう御意見があるようにございまして、あるようございしますが、私どもはそれは考へておらないのでございまして、まず無拠出年金というものが全然国民の税金から出ております以上は、どこかに制限を作らなければならぬと思つて、

制限を作るところは、たとえば所得で制限をつける場所もございすけれども、年令で制限をつけるという要件もございす。また障害の等級等で制限をつける、いろいろなところで要件を作らなければならぬわけでございます。要件のきついか、鈍いかは、すべての要件で考へてみる必要があると思つてございす。竹中先生のお聞きになりました所得制限だけで見ましても、私どもの案は、さうきびしくはないのでございす。対照上、政府案に触れさせていただきますと、政府案の方は、本人の所得が十三万くらいであるといふときにはもろろんだめですが、配偶者が十八万から十九万所得があつてもこれをもらえないといふことになっております。三十万足らず、二十二万くらいしか世帯所得がなくとも、配偶者の所得があれば、二十二万の世帯までやらないといふことに政府案はできている。五十万の世帯に、老人だけにやるといふことが、いろいろ報道されて、十八万くらいの世帯のときでももらえないといふ部分政府案でもあつたことが、一般的に抜けているわけでありまして、それから母子世帯の方でございますが、政府案は十二万未満しかやっております。十五万くらいの母子世帯は、社会党案はもらえなければならないけれども、政府案はもらえない。このような世帯所得の面から見て、政府案と社会党案は、作り

方は違ひますけれども、方々で態様は違ひますが、社会党案の方が給付制限が少い。一つの点だけをあげると多い点もございす。全体的に見ますと、とんでもないことになりまして、社会党案は六十才からもらえ、政府案の方は七十才以上でございす。その数だけ御比較申し上げますと、三十六万から五十万までの世帯で、政府案の方が出し、社会党案が出さない部分の対象は二十五万九千人と私どもは計算してあります。ところが、政府の方のくれぬ方、六十才から六十九才までの三十六万未満の収入の世帯、その収入の世帯で、本人の所得の分は、これは要素には入つておりませんけれども、概算でございす。四百十二万でございす。政府案でよければもらえぬ分は対象者が二十五万、社会党の老齢だけでももらえぬ分が四百十一万、これだけの差がございすので、この点で、社会党案の方がいいように私どもは思つておりますけれども、竹中先生の御意見を拝聴いたしますと、なお、私どもこの点についても検討して参りたいと思つております。

次に、労働者年金と一般国民年金を分けたということについて、階級政党的ではないかという御質問でございます。労働者を特に擁護し過ぎるのじゃないかという御質問でございます。この点については、私どもの作つた考え方がさうではないのであります。私どもは、全国に同じものを作りたい、同じもので十分なものを作りた。でございすけれども、月に三万くらいは年金を全国民に六十才から差し上げるような状態であれば、これは農民、無収入者、労働者、関係なしに、一切そこに、制度に、すべての人に入つてもらつて、そういうふうにしたと思つております。ところが、財政負担力の関係で、月に三万円くらいまで一べんに持つていかなかつたわけ、そこで七千円くらいのところを置いて、七千円ぐらいのところに、七千円で一応健康で文化的な最低生活、これは、社会党案は物価でスライドしますから、現在の貨幣価値での七千円なら一応最低限度は維持できると思つてすけれども、発展がなければなりません。健康で文化的な日本国民の状態がもつとすつとよくなつて、最低限度といふところも上らなければ、つまり皆さんのところも高めていきたい。ところが、これを高めていきた。ところが、財政の關係で七千円でストップした。そうしたら、高めさせる状態にあるところは、国家の負担を出すのじゃなしに、その人たちの考へ方の方で高めてもらおうではないか。一般的には、任意年金たとえば保険会社の年金であらうが、簡易保険局の年金であらうが、そこにいられて、七千円以外の、ベタス以外にもつと自分の年金がもらえ、と、そういう配慮が必要であると思つて、もし保険会社の方が利回りが悪



いという事であれば、政府がそれに見合ったような年金を生み出していくことも考えなければならぬと思えます。政府がそういうことを考えることも、ほかの方でもできることはしたい。ところが労働者というものは賃金生活者でございますから、毎月現金収入が入るわけで、ほんとうは計算して一年ぐらゐ固まると、こんな金はほかで使うという事になりますので、毎月差し引かれるとそう苦にならないものでございます。それが少し多く差し引かれる場合には労働者の年金を上げたらどうかと、こういうことを考えたわけでございます。国庫負担をよけいにしたわけではないのであります。もう一つ、そういうふうによけいにした要件は、私どもは、労働者の方が年金が必要な度合いは、農漁民の方よりは多いと考えております。というのは、農地を持っておられる方ならば、一人が老齢になられても、ほかの方が農地を耕作されることによつて、幾分農産物の収穫をあげられる要素がある。またお店を持っておられる方ならば、ほかの方がお店の経営をされることによつて収入をあげられる。労働者は職場がなくなつたならば、賃金だけでありますから、全然収入はなくなるということ、労働者の方が年金の必要度が多いという事を私どもは考えております。ところが、度が多かろうとも、国庫負

担を労働者に特別にたくさんやろうという考えはございません。度が多い点を、労働者の現金収入があるという点でからみ合せまして、その人たちの努力によつて高い年金がもらえるようにしようという事に考えてございませう。国庫負担は、国民年金が五割、労働者年金をこれに換算すると三割五分で、将来五割になるといふ点でございます。その点がむしろ労働階級から私どもはおしかりを受けることをわかつておられるわけでございます。先生のおっしゃる点と、全然そういう意味と違ひますという事を、どうか御理解をお願いしたいと思います。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。法務委員長古池信三君。

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十四年二月十日

法務委員長 古池 信三

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、最近における市町村の廢置分合等に伴つて、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更しようとするものであつて適當な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸 信介

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中「二俣簡易裁判所」を「天竜簡易裁判所」に、「挙

母簡易裁判所」を「豊田簡易裁判所」に、「徳島富岡簡易裁判所」を「阿南簡易裁判所」に改め、同表所在地

の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

埼玉県南埼玉郡越谷町	越谷市
茨城県西茨城郡笠間町	笠間市
栃木県塩谷郡矢板町	矢板市
静岡県磐田郡二俣町	天竜市
兵庫県有馬郡三田町	三田市
和歌山県伊都郡妙寺町	和歌山県伊都郡かつらぎ町
挙母市	豊田市
愛知県南設楽郡新城町	新城市
石川県羽咋郡羽咋町	羽咋市
広島県豊田郡竹原町	竹原市
鹿児島県熊毛郡西之表町	西之表市
鹿児島県熊毛郡上屋久村	鹿児島県熊毛郡上屋久町
鹿児島県大島郡龜津町	鹿児島県大島郡徳之島町
宮崎県児湯郡西都町	西都市
福島県安達郡二本松町	二本松市
北海道空知郡滝川町	滝川市
徳島県那賀郡富岡町	阿南市

別表第五表武蔵野簡易裁判所の管轄区域の欄中「三鷹市」を「三鷹市小金井市」に改め、「小金井市」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「浦和市」を「浦和市 与野市」に改め、「与野市」を削り、同表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「鴻巣市」を「鴻巣市 上尾市」に改め、「上尾市」を削り、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「春日部市」を「越谷市 春日部市 草加市」に改め、「越谷市」及び「北足立郡の内」を削り、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中「元狭山村」及び同表秩父簡易裁判所の管轄区域の欄中「影森町」を削り、同表大原簡易裁判所の管轄区域

昭和三十四年二月十三日 参議院會議録第十二号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

域の欄中「夷隅郡」を「勝浦市 夷隅郡」に、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「鎌ヶ谷村」を「鎌ヶ谷町」に、同表笠間簡易裁判所の管轄区域の欄中「西茨城郡」を「笠間市 西茨城郡」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「大須賀村」及び「金江津村」を削り、同表矢板簡易裁判所の管轄区域の欄中「塩谷郡の内」を「矢板市 塩谷郡の内」に、「北高根沢村」を「高根沢町」に改め、矢板町及び「阿久津町」を削り、同表高崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「高崎市」を「高崎市 安中市」に改め、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「磐田市」を「磐田市 袋井市」に改め、「袋井町」を削り、同表二俣簡易裁判所の名称の欄中「二俣」を「天竜」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「周智郡」を「天竜市 周智郡」に改め、「二俣町」を削り、同表岩村田簡易裁判所の管轄区域の欄中「立科村」を「立科町」に、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「諏訪市」を「諏訪市 茅野市」に、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「板倉村」を「板倉町」に改め、同表埴橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「南八下村」及び「日置荘町」を削り、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「中河内郡」を「柏原市」に改め、同表三田簡易裁判所の管轄区域の欄中「神戸市の内」を「三

田市 戸市の内」に改め、「有馬郡」を削り、同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「橿原市」を「橿原市 御所市」に改め、「南葛城郡」を削り、同表宇陀簡易裁判所の管轄区域の欄中「高見村 四郷村 小川村」を「東吉野村」に改め、同表五条簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇智郡」並びに同表和歌山簡易裁判所の管轄区域の欄中「川永村 山口村」「直川村 有功村 加太町」及び「小倉村」を削り、同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「妙寺町」を「かつらぎ町」に改め、「伊都町 見好村」を削り、同表橋本簡易裁判所の管轄区域の欄中「富貴村」及び同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「富田川町 富田村」を削り、同表一宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「尾西市」を「尾西市 稲沢市」に、同表孝母簡易裁判所の名称の欄中「孝母」を「豊田」に、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「孝母市」を「豊田市」に、同表新城簡易裁判所の管轄区域の欄中「南設楽郡」を「新城市 南設楽郡」に、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「三和町 斎明村」を「明和町」に、同表羽咋簡易裁判所の管轄区域の欄中「羽咋郡」を「羽咋市 羽咋郡」に改め、同表八尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「古里村 音川村 神保村」を削り、同表朝日簡易裁判所の管轄区域の欄中「舟見町」を削り、同表磯波簡易裁判所の管轄区域の欄中

「高瀬村」及び同表真簡易裁判所の管轄区域の欄中「安登村」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊田郡の内」を「竹原市 豊田郡の内」に改め、「竹原町」及び「忠海町 瀬戸田町」を削り、同表因島簡易裁判所の管轄区域の欄中「因島市」を「因島市 瀬戸田町」に、同表折尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「遠賀郡」を「中間市 遠賀郡」に改め、同表佐世保簡易裁判所の管轄区域の欄中「宮村」を削り、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「熊本市」を「熊本市 宇土市(大字長浜、網田、下網田、戸口浦及び赤瀬を除く)」に改め、「益南村」「海東村」及び「宇土町」を削り、同表三角簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇土郡の内 網田村」を「宇土市(大字三角町 網田村)」に改め、同表山鹿簡易裁判所の管轄区域の欄中「山鹿市」を「山鹿市 菊池市」に改め、「菊池町」を削り、同表水俣簡易裁判所の管轄区域の欄中「田浦村」を「田浦町」に、同表鹿兒島簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿兒島市」を「鹿兒島市 谷山市」に改め、同表種子島簡易裁判所の管轄区域

域の欄中「熊毛郡の内」を「西之表市 熊毛郡の内」に改め、「西之表町」を削り、同表屋久島簡易裁判所の管轄区域の欄中「上屋久村」を「上屋久町」に、同表徳之島簡易裁判所の管轄区域の欄中「龜津町 東天城村」を「徳之島町」に、同表加治木簡易裁判所の管轄区域の欄中「霧島村」を「霧島町」に、同表大隅簡易裁判所の管轄区域の欄中「松山村」を「松山町」に、「西志布志村」を「有明町」に改め、同表鹿屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿屋市 垂水市」に改め、「垂水町」を削り、同表西部簡易裁判所の管轄区域の欄中「児湯郡」を「西都市 児湯郡」に、同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「塩竈市」を「塩竈市 名取市」に、同表大河原簡易裁判所の管轄区域の欄中「白石市」を「白石市 角田市」に、同表二本松簡易裁判所の管轄区域の欄中「安達郡」を「二本松市 安達郡」に、同表山形簡易裁判所の管轄区域の欄中「上山市」を「上山市 天童市」に、同表村山簡易裁判所の管轄区域の欄中「村山市」を「村山市 東根市」に改め、同表米沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「南置賜郡」を削り、同表水沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「江刺郡」を「江刺市」に、同表野辺地簡易裁判所の管轄区域の欄中「横浜村」を「横浜町」に、「浦野館村」を「上北町」に改め、同表八戸簡易裁判所の管轄区域

の欄中「大館村」を削り、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「十和田市」を「十和田市 三沢市」に改め、「大三沢町」を削り、同表札幌簡易裁判所の管轄区域の欄中「江別市」を「江別市 千歳市」に改め、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「芦別市 赤平市」を「滝川市 芦別市 赤平市 砂川市 歌志内市」に改め、「滝川町 砂川町」及び「歌志内町」を削り、同表小樽簡易裁判所の管轄区域の欄中「忍路郡」、同表丸龜簡易裁判所の管轄区域の欄中「弘島村」並びに同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「垂水村」及び「象郷村」を削り、同表徳島簡易裁判所の名称の欄中「徳島富岡」を「阿南」に、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「那賀郡」を「阿南市 那賀郡」に改め、同表高知簡易裁判所の管轄区域の欄中「高知市」を「高知市 土佐市」に改め、「高岡町 新居村 宇佐町」を削り、同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「江川崎村 津大村」を「西土佐村」に、同表松山簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊予市」を「伊予市 北条市」に改める。

附則

- この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

〔古池信三君登壇、拍手〕

○古池信三君 たいだいま議題となりまして下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

が述べられ、次いで採決に入りましたところ、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。附則第二十八項及び附則第二十九項中「昭和三十四年十二月三十一日」を「昭和三十五年十二月三十一日」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。〔龍哲二君登壇、拍手〕

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案 昭和三十四年一月二十九日 内閣総理大臣 岸 信介

以下簡単に今回の改正の要点を申し上げますと、第一は、市町村の廢置分合等に伴い、二俣簡易裁判所にか二簡易裁判所の名称を変更すること、第二は、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、竹原簡易裁判所ほか三簡易裁判所の管轄区域を変更すること、第三は、市町村の廢置分合等に伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に關する法律の別表について、所要の整理を行うこと等であります。

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は全会一致をもって可決せられました。

○館哲二君 たいだいま議題となりまして市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

二月十二日質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案 昭和三十三年分の所得税に關する法律案

委員会の審議に当りましては、まず二月三日、政府当局から提案理由の説明を聴取した後、大川、高田の各委員から、地元民の利便と裁判所の管轄区域との関係、簡易裁判所の整理統合等について、熱心な質疑が行われましたが、これが詳細は会議録に譲ることといたします。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず委員長の報告を求めます。地方行政委員長龍哲二君。

現行市町村職員共済組合法の規定によれば、市町村職員共済組合発足の際、健康保険組合の権利義務を承継した組合は、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、当該健康保険組合が行なっていた付加給付を引き続いて行うことができるのであります。また健康保険組合を組織していた市町村で、職員である被保険者の負担する保険料よりも多額の保険料を負担していたものについては、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、引き続き組合の短期給付に要する費用は、市町村と職員との折半負担の建前にかかわらず、市町村において組合員よりも多額の負担をすることができるのであります。そこで、本法案は目下地方公務員を通ずる統一的な共済制度について検討が進められている情勢とも見合います。この際これら二つの特例期間をいずれも一年間延長して、昭和三十五年十二月三十一日までこれを認めようとするのであります。

地方行政委員会におきましては、二月五日政府側より本法案の提出理由を聞いた後、慎重審査に努めました。その詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載) 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 昭和三十四年一月二十六日 内閣総理大臣 岸 信介

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十年)を改正する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十年)を改正する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

討論に入りまして、自由民主党を代表して大川委員より、簡易裁判所の整理統合をすみやかに実現することを要望して、本法案に賛成するとの意見を述べられました。

市町村職員共済組合法(昭和二十年)を改正する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十年)を改正する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十年)を改正する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

市町村職員共済組合法(昭和二十年)を改正する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案

昭和三十四年二月十三日 参議院會議録第十二号 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に關する法律案 一七三

昭和三十四年二月十三日 参議院會議録第十二号 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案 科学技術会議設置法案外一件

(再評価の申告、再評価税の納期等の特例)

第二条 昭和三十三年において行方再評価の承継、昭和三十四年において提出すべき再評価の申告書及び同年において納付すべき再評価税については、次に定めるところによる。

- 一 資産再評価法(昭和二十五年法律第百十号)第十六条第二項及び第三項、第四十六條第一項及び第二項、第四十七條第一項、第五十三條第一項及び第三項並びに第五十八條第三項及び第六項、企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第百四十二号)第二十六條第一項及び第二項並びに第二十七條第一項並びに中小企業の資産再評価の特例に関する法律(昭和三十三年法律第百三十八号)第十條中「三月十五日」とあるのは、「三月十六日」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。
- 二 資産再評価法第五十八條第一項中「毎年二月十六日から三月十五日まで」とあり、又は同条第二項中「毎年二月十六日から三月十五日まで」及び「その年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十四年においては、「二月十六日から三月

十六日まで」と、これらの規定中「翌年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十三年二月十六日から三月十五日までの間に納付すべき再評価税額でこれらの規定によりその納付を延期するものについては、「翌年二月十六日から三月十六日まで」と、同条第一項中「前年二月十六日から三月十五日まで」とあるのは、昭和三十五年において、「前年二月十六日から三月十六日まで」と読み替えて、これらの規定を適用するものとする。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

〔加藤正人君登壇、拍手〕  
○加藤正人君 ただいま議題となりました昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、本年においては、所得税の確定申告書等の提出期限及び第三期分の納期限、再評価の申告書の提出期限並びに再評価税の納期限等である三月十五日が休日となるため、これらの期限をその翌日の三月十六日に延期しようとするものであります。

委員会における審議の詳細は、會議録によつて御承知を願います。質疑を終り、討論採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)  
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

〔参事朗読〕  
本日委員長から左の報告書を提出した。  
憲法調査会法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、憲法調査会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を日程に追加し、日程第六、科学技術會議設置法案(内閣提出、衆議院送付)と一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員理事千葉信君。

〔審査報告書は都合により第十五号末尾に掲載〕

科学技術會議設置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。  
昭和三十三年十二月十八日  
衆議院議長 加藤鐵五郎  
参議院議長 松野鶴平君

科学技術會議設置法案  
科学技術會議設置法  
(目的及び設置)

第一条 科学技術の振興に資するため、総理府に、附属機関として、科学技術會議(以下「會議」といふ。)を置く。

(諮問)  
第二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項に関して関係行政機関の施策の総合調整を行う必要があると認めるときは、当該事項について會議に諮問しなければならない。

- 一 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。)
- 二 科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること。

三 前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本の策定に関すること。

四 日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勧告に関することのうち重要なもの(答申の尊重)

第三条 内閣総理大臣は、前条の諮問に対する答申があつたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)  
第四条 會議は、議長及び議員八人をもつて組織する。

(議長)  
第五条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。  
3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。

(議員)  
第六条 議員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- 一 大蔵大臣
- 二 文部大臣
- 三 經濟企画庁長官
- 四 科学技術庁長官
- 五 日本學術會議会長
- 六 科学技術に関するすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 三人

2 議長は、第四条及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、関係の國務大臣を、議員として、臨時に會議に参加させることができる。

3 第一項第五号の議員及び同項第六号の議員のうち一人は、それぞれ非常勤とする。

第七條 内閣総理大臣は、前條第一項第六号の議員を任命しようとするときは、兩議院の同意を得なければならぬ。

2 前條第一項第六号の議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号の議員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で兩議院の承認を得なければならぬ。この場合において、兩議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、前條第一項第六号の議員となることできない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者
- 又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

第八條 第六條第一項第六号の議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第六條第一項第六号の議員は、再任されることできる。

第九條 第六條第一項第六号の議員は、第七條第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失ふものとする。

2 内閣総理大臣は、第六條第一項第六号の議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号の議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第十條 議員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第六條第一項第六号の議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

第十一條 第六條第一項第五号及び第六号の議員の給与は、別に法律で定める。

第十二條 會議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 會議に、幹事を置く。

3 専門委員及び幹事は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第十三條 會議は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十四條 この法律に定めるもののほか、會議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(第六條第一項第六号の議員の任期の特例)

2 この法律施行の後最初に任命される第六條第一項第六号の議員の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については一年六月、二人については三年とする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中台風常襲地帯対策審議會の項の次に次のように加える。

科学技術 會議	科学技術會議設置法 (昭和三十三年法律 第九号)の規定に よりその権限に属せ しめられた事項を行 うこと。
------------	--

4 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表中科学技術審議會の項を削る。

(特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

5 特別職の職員に關する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「科学技術會議の職員に係る部分は、科学技術會議設置法(昭和三十三年法律第九号)の施行の日から」を「科学技術會議の常勤の職員及び非常勤の職員に係る部分は、科学技術會議設置法(昭和三十三年法律第九号)の施行の日から」に改める。

憲法調査会法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十八日

衆議院議長 加藤謙五郎  
參議院議長 松野鶴平殿

憲法調査会法の一部を改正する法律案

憲法調査会法(昭和三十一年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「七人」を「十二人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔千葉信君登壇、拍手〕

○千葉信君 たいだま議題となりました科学技術會議設置法案外一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず科学技術會議設置法案について申し上げます。

政府が科学技術會議を設置する理由として説明するところによりますと、最近における世界の科学技術は著しい進歩を來たしているが、このようなど

きに際し、天賦の資源に恵まれないわが国が文化と経済の発展を期するがためには、科学技術の面的な振興をはかるほかに方法がないことは明らかであるので、政府は、科学技術振興の国家的重要性を深く認識し、従来、科学技術振興の諸策の推進を進め来たったが、従来の施策が、総合性という面において必ずしも十分でなかつた点に思いをいたし、政府の施策に一そうの総合性を持たせるため、今回科学技術會議を設置せんとするものであるとのことであります。

次に、この法案の概要を申し上げますと、科学技術會議は、内閣総理大臣の諮問機関として総理府に置かれるものであります。内閣総理大臣は、科学技術に関するきわめて重要な事項に關して関係行政機関の施策の総合調整を行う必要があるときには、その事項について科学技術會議に諮問しなければならぬこととなっております。この重要な事項と申しますのは、第一は、科学技術一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立であり、第二は、科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定であり、第三は、これらの研究目標を達成するために必要な研究のうち、特に重要なものの推進方策の基本の策定であり、第四は、日本學術會議への諮問及び同會議の答申または勸告に關することのうち重要なもの、以上の四つの事項であります。

科学技術會議のこのような任務の重大性にかんがみまして、その組織には、他の一般の諮問機関と異なつた大きな特色を持たせております。すなわち、議長は内閣総理大臣を充て、議員には、大蔵、文部の両大臣、経済企画庁、科学技術庁の両長官並びに日本學術會議会長が充てられるほか、関係國務大臣が必要に応じて議員として臨時に會議に参加できることとなつておりまして、なお、これら議員のほか、科学技術に關してすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が三人の議員を任命することができることとなっております。

内閣委員会は、高橋科学技術庁長官、橋本文部大臣、兼重日本學術會議会長その他関係政府委員の出席を求めまして、本法案の審議に当りましたが、その審議において明らかにした点を申し上げますと、その第一点は、科学技術會議の設置のねらいとするところは、現在の科学技術庁の付属機関である科学技術審議會の機能が十分でなかつたため、従来各関係行政庁間の科学技術に関する諸施策の総合調整の機能が十分發揮されなかつた点を考慮し、今後関係行政庁間の総合調整の重点を置き、もつて今後の科学技術の振興に資せんとする点にあること、その第二点は、科学技術會議の運営に當つては、目先の利害に拘泥せず、基礎研究を尊重し、また會議は、多数決

によらず、全会一致の採決方針をとる、日本學術會議の立場を尊重すること、その第三点は、科学技術會議の職務は、別途審議中の科学技術庁設置法案の一部改正法律案によつて設けられる計画局で取り扱い、その運営に當つては、文部省との間に十分緊密な連絡をとること等の諸点でありまして、その他、科学技術會議の性格の点、この法案において日本學術會議の意見がいかに取り入れられたかの点、科学技術振興の目途いかんの点、科学技術に關する日本學術會議の存在価値いかんの点等につきまして、政府との間に質疑応答が重ねられました。

昨日の委員会におきまして、質疑を終了いたしましたので、討論に入りまして、まず、各党派共同提案による次の附帯決議案が提出されました。この附帯決議案を朗讀いたします。

**附帯決議案**

科学技術會議の運営に當つては

第一、基礎研究を重視すること。

第二、学問研究の自由を確保すること。

附帯決議案は以上の通りであります。

次いで、八木委員より本法案及び附帯決議案に反対の旨の発言があり、また、自由民主党を代表して山本委員、日本社会党を代表して矢嶋委員、緑風会を代表して田村委員より、それぞれ

本法案及び附帯決議案に賛成の旨の発言がありました。

討論を終り、直ちに本法案の採決に入りましたところ、多数をもつて、原案通り可決すべきものと議決せられました。次に、先の附帯決議案につきまして採決いたしましたところ、多数をもつて当委員会の決議とすることに決定せられました。

なお、右附帯決議に対し、高橋科学技術庁長官より、本附帯決議の主旨は、今後科学技術會議の運営に當つて十分尊重する旨の発言がありました。

次に、憲法調査会法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

政府が、この法律案の提案の理由として説明するところによりますと、憲法調査会は、一昨年八月発足し、その後、その調査審議は、広範な事項について、細部にわたつて行われ、また、會議もひんばんに開催されるに至り、今後ますますその回数が増加することが見込まれる。これに伴い、憲法調査会事務局における諸般の事務も増大しておるので、これらの事務を円滑に処理するため、現在の事務を円滑に処理する事務局職員の見直しを改め、新たに事務官五人を増員することとしたこと、というのであります。

内閣委員会は、昨日と本日の二日間、赤城内閣官房長官、高柳憲法調査会長その他政府委員の出席を求めまして、本法案の審議に當り、赤城官房長官、高柳会長等と委員との間に、憲法調査会の調査の現状、高柳会長ほか二名の海外調査の概況、憲法第九条の規定を中心として、この規定の解釈、この規定の制定当時の事情、憲法調査会の今後の調査の見通し等の諸点につきまして、質疑応答が重ねられました。その詳細は委員会會議録に譲りたいと思ひます。

本日の委員会におきまして質疑を終り、討論もなく、よつて直ちに本法案を採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと議決せられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、科学技術會議設置法案全部の問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、憲法調査会法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、憲法調査会法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

○本日の会議に付した案件

一、請願の件

一、警察による人権侵害に関する緊急質問

一、日程第一 国民年金法案(閣法第二二三号)(趣旨説明)

一、日程第二 国民年金法案(衆第一七号)、一般国民年金税法案、労働者年金税法案、国民年金特別

会計法案及び国民年金法の施行及び国民年金と他の年金等との調整

に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第四 市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

一、日程第五 昭和三十三年分の所得税の確定申告書の提出期限等の特例に関する法律案

一、日程第六 科学技術会議設置法案

一、憲法調査会法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 平井 太郎君

議員 佐藤 尚武君 山本 利寿君

手島 榮君 岸 良一君

加藤 正人君 加賀山之雄君

松平 勇雄君 武藤 常介君

森 入三一君 宮城タマヨ君

松岡 平市君 常岡 一郎君

西川甚五郎君 竹下 豊次君

谷口弥三郎君 新谷寅三郎君

紅露 みつ君 杉山 昌作君

田村 文吉君 村上 義一君

石黒 忠篤君 一松 定吉君

鶴見 祐輔君 笹森 順造君

仲原 善一君 成田 一郎君

西田 信一君 鈴木 万平君

大谷藤之助君 稲浦 鹿蔵君

吉江 勝保君 塩見 俊二君

小林 英三君 重宗 雄三君

野村吉三郎君 松村 秀逸君

石井 桂君 佐藤清一郎君

大沢 雄一君 宮澤 喜一君

平島 敏夫君 後藤 義隆君

中野 文門君 西岡 ハル君

土田国太郎君 前田佳都男君

古池 信三君 迫水 久常君

小幡 治和君 関根 久蔵君

秋山俊一郎君 上原 正吉君

安井 謙君 伊能繁次郎君

石原幹市郎君 鹿島守之助君

岩沢 忠恭君 杉原 荒太君

下條 康磨君 郡 祐一君

堀木 鐘三君 木村篤太郎君

泉山 三六君 佐野 廣君

高橋 衛君 勝俣 稔君

大川 光三君 小柳 勇君

鈴木 強君 相澤 重明君

北條 篤八君 天坊 裕彦君

千田 正君 光村 甚助君

秋山 長造君 藤田 進君

龜田 得治君 湯山 勇君

小酒井義男君 戸叶 武君

河合 義一君 片岡 文重君

阿部 竹松君 島 清君

曾根 益君 東 隆君

重盛 壽治君 田中 一君

佐多 忠隆君 椿 繁夫君

千葉 信君 内村 清次君

山田 節男君 三木 治朗君

衆議院議員 八木 一男君

國務大臣 愛知 揆一君

厚生大臣 坂田 道太君

郵政大臣 寺尾 豊君

労働大臣 倉石 忠雄君

國務大臣 青木 正君

國務大臣 世新 弘一君

内閣官房長官 赤城 宗徳君

警察庁警備局長 江口 俊男君

法務省人権擁護局長 鈴木 才蔵君

公安調査庁次長 関 之君

大蔵政務次官 佐野 廣君

厚生大臣官房長 森本 潔君

厚生大臣官 小山進次郎君

厚生大臣官 房審議官

参議院會議録第十号中正誤

ハシ段 行 誤 正

二五 五から〇 田中君おい 田中君にお

二七 三から四 大企業 大企業

二四 四から五 二円 二億円

五 四重なる 重大なる

昭和三十四年三月十三日 参議院會議録第十二号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價

一部

十五円

(但し良質紙は三十円)  
(送料共)

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五  
大藏省印刷局  
電話九段四三三三(官報課)